

1 大津市の現状

(1) 地勢

① 位置

・京阪神都市圏北東部、県の南西部に位置し、南北に細長い

市は、京阪神都市圏の北東部、滋賀県の南西部の県境に位置し、京都市などと隣接するとともに、大阪市まで約 50km の距離にあります。また、滋賀県の県庁所在地であると同時に、湖南地域の中心的な都市となっています。

市域は、東西 20.6km、南北 45.6km と南北に細長い形状となっており、市民サービスの均衡性を保つため、各地域にさまざまな公共施設を設置しています。

② 面積

・県内4番目に大きな面積を有しているものの、宅地は南北に延び細長い形状

総面積は、平成 18（2006）年3月の旧志賀町との合併などにより、464.10km²（琵琶湖面積を含む）となっており、県内では、高島市、長浜市、甲賀市に次いで広い面積を有しています。市域の北西部から南東部にかけては、比良、比叡、音羽、田上の山地山系が連なり、市全体の約 70%を森林が占め、約9%が宅地となっています。また、宅地の多くは森林と琵琶湖の間に細長く延びる形状で琵琶湖岸に沿って分布しています。

③ 自然

・琵琶湖や山地山系に囲まれた豊かな自然環境

琵琶湖や比良・比叡などの山地山系に囲まれた豊かな自然環境に恵まれ、総面積の約半分が国定公園、県立自然公園に指定されています。また、市街地の多くは湖畔に沿って分布しており、優れた景観を形成しています。特に、北部の湖岸線は白砂青松の美しい景観を形成し、水辺の憩いの場として多くの人々を魅了しています。

④ 交通

・交通網が発達しており、京阪神都市圏への交通の便が良い

交通体系は、名神高速道路、西大津バイパス・湖西道路・志賀バイパス、京滋バイパスや国道1号、161号などの道路やJR東海道新幹線、JR琵琶湖線、JR湖西線、京阪京津線の鉄道が通っているため、隣接する市や京阪神都市圏への交通の便が大変良く、居住地にする人が多くなっています。さらに、市街地を京阪石坂線の鉄道やバスが通っており市民の公共交通手段となっています。

⑤ 地区

・市を7つの保健福祉ブロック、36の学区に分けて地域活動に取り組んでいる

市では、市民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの連携・協働体制を構築するために、学区を36に分けて、それぞれの地区で小地域ネットワーク活動やボランティア、NPO等の活動を幅広く行っています。

また、保健福祉圏域としては7つのブロックに分けることができ、ブロックごとにすこやか相談所やあんしん長寿相談所を設置し、保健福祉施策を推進しています。

大津市の地域(学区)



ブロック	学 区
志賀	小松、木戸、和邇、小野
北部	葛川、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里
中北部	雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎
中部	滋賀、山中比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央
中南部	平野、膳所、富士見、晴嵐
南部	石山、南郷、大石、田上
東部	上田上、青山、瀬田、瀬田南、瀬田東、瀬田北

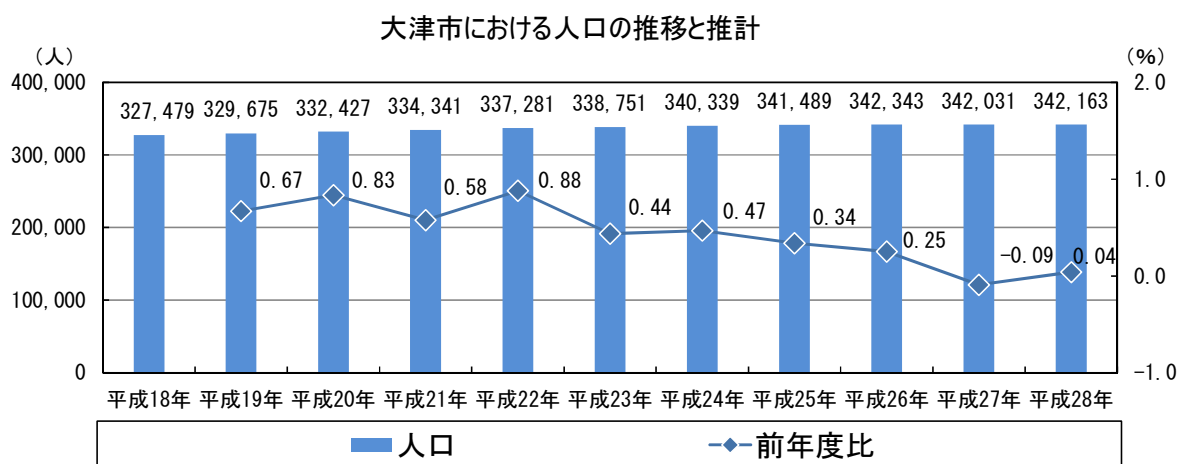
(2) 人口

① 人口の推移と推計

・自然減少、社会減少の傾向により、人口の減少が予測される

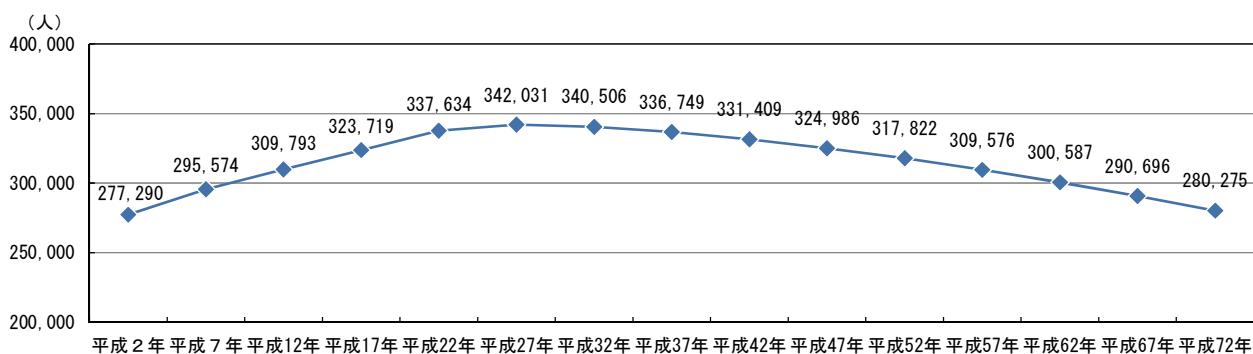
ア 大津市の人口推移と推計

日本の将来の人口推計は、65 歳以上の高齢者の人口が増加傾向にあり、少子高齢化に歯止めがかからず、今後減少すると予測されていますが、大津市では平成 26（2014）年まで人口が増加、その後、平成 27（2015）年に減少し、平成 28（2016）年には再び増加しています。



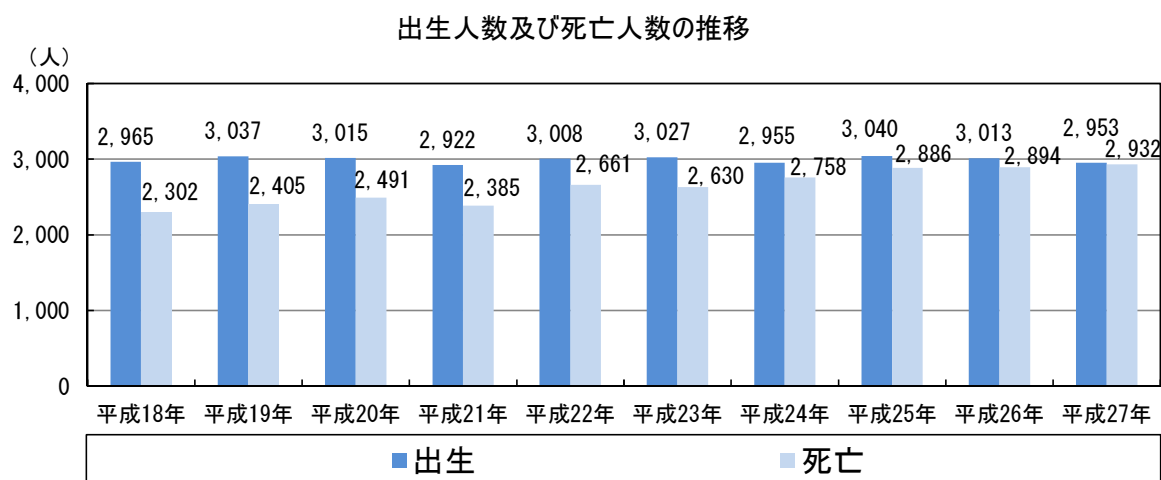
資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

【参考】大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口の推移と推計



イ 自然動態人口(出生・死亡)の推移

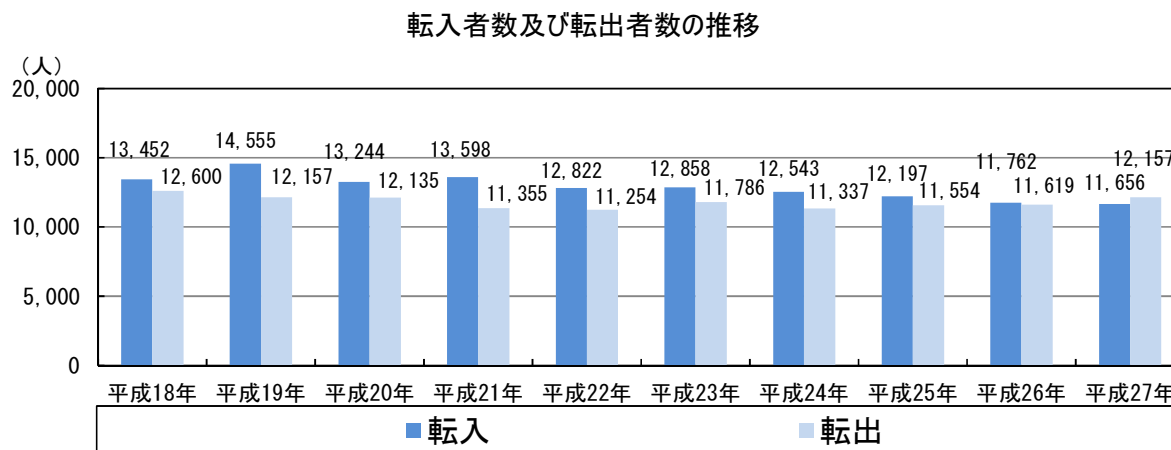
各年において、出生人数が死亡人数を上回っています。しかし、出生人数は横ばいで、死亡人数は増加傾向にあり、その差は平成 18 (2006) 年以降、徐々に縮まってきています。



資料: 住民基本台帳と外国人登録人口
(平成 23～平成 27 年は、大津市統計年鑑より引用)

ウ 社会動態人口(転入・転出)の推移

平成 26 (2014) 年までは転入者数が転出者数を上回っていましたが、平成 27 (2015) 年には転出者数が転入者数を上回り、社会減に転じています。転入者数、転出者数ともに増減を繰り返しながら平成 18 (2006) 年と平成 27 (2015) 年と比較すると減少しています。

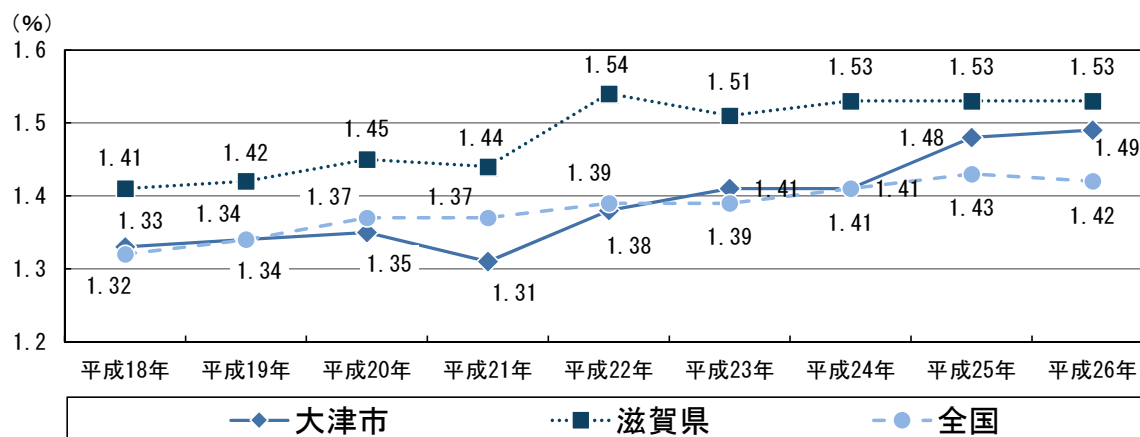


資料: 住民基本台帳と外国人登録人口
(平成 23～平成 27 年は、大津市統計年鑑より引用)

エ 合計特殊出生率の推移

大津市の合計特殊出生率は、平成 24（2012）年までは全国平均とほぼ同程度で推移していましたが、平成 25（2013）年には全国や市が県の動向よりも大幅な向上が見られ、1.48 となり、平成 26（2014）年はさらに 0.01 ポイント向上しています。

全国・県及び大津市における合計特殊出生率の推移

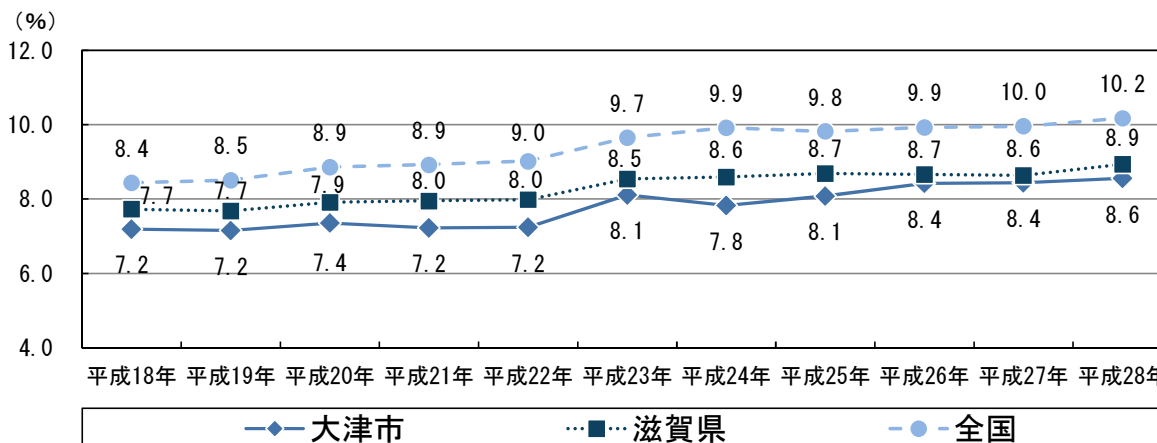


資料:国、県は、厚生労働省 人口動態統計。市は、市資料。(各年 10 月 1 日現在)

オ 死亡率の推移

大津市の死亡率は、全国、滋賀県と比較すると低くなっており、平成 28（2016）年では全国より 1.6 ポイント、滋賀県より 0.3 ポイント低くなっています。しかし、年次推移を見ると、年々増加傾向にあります。

全国・県及び大津市における死亡率の推移



資料:住民基本台帳と外国人登録人口
(平成 18 年～25 年は各 3 月 31 日現在、平成 26 年～28 年は 1 月 1 日現在)
死亡率=件数/人口×1,000

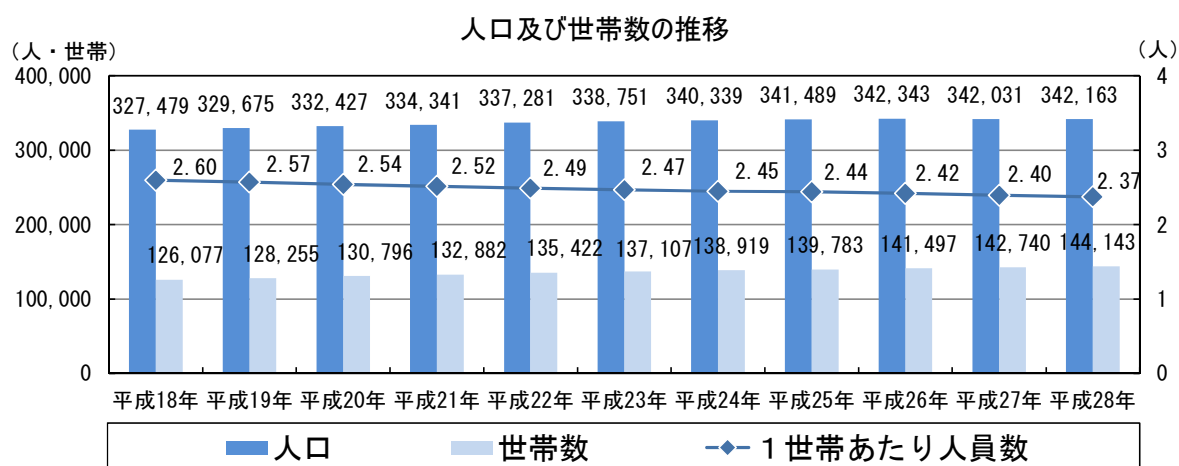
② 世帯数の推移と家族類型別構成率

- ・人口と世帯数は増加しているが、1世帯あたりの人員数は減少
- ・核家族世帯の割合が高く、その他親族世帯などの割合が低い

ア 人口と世帯数の推移

人口、世帯数ともに増加傾向にあります。しかし、第1次計画策定時に比べると伸び率はゆるやかになってきています。

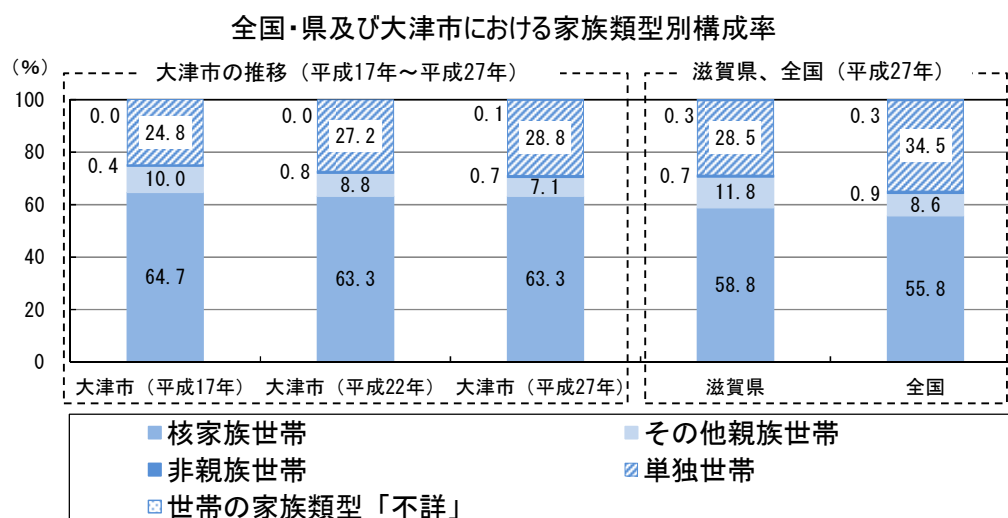
1世帯あたり人員数は平成18（2006）年で2.60人、平成28（2016）年で2.37人と減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（各年4月1日現在）

イ 全国・滋賀県・大津市の世帯の家族類型別構成率

大津市の世帯の家族類型は、全国・滋賀県と比較して、核家族世帯の割合が63.3%と高くなっています。また、大津市の推移をみると、祖父母との同居等の3世代世帯を含めたその他親族世帯は年々減少しており、平成27（2015）年には7.1%とさらに低くなっています。



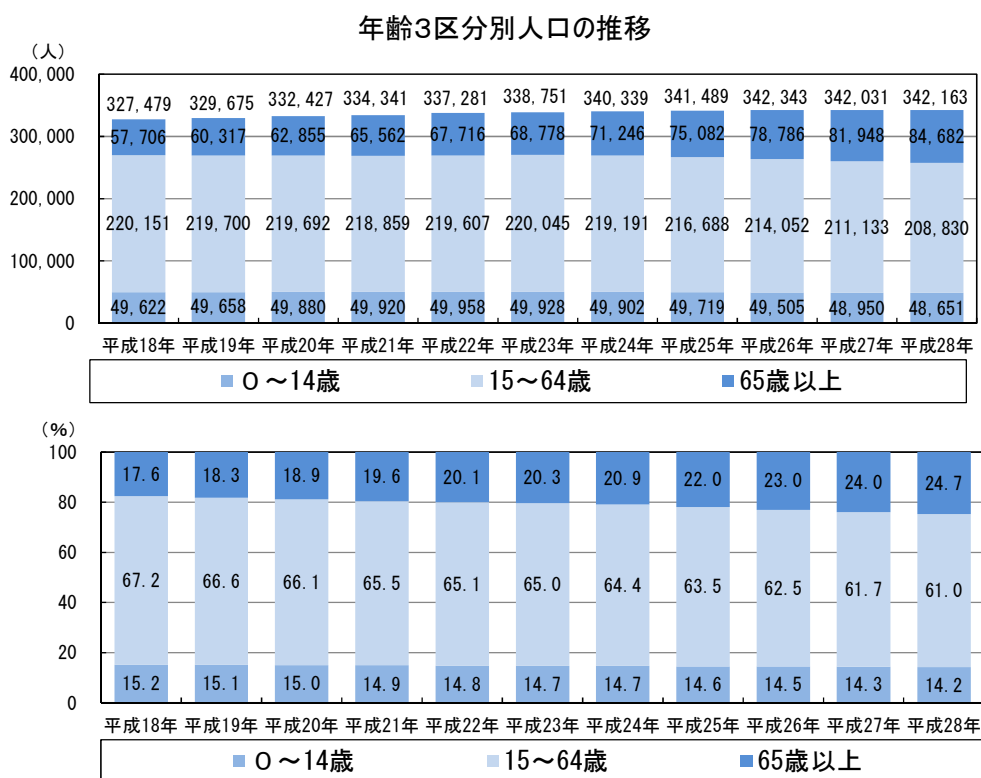
資料：国勢調査（平成17年～平成27年）
※平成27年より『世帯の家族類型「不詳」が追加』

③ 年齢層別の人口

- ・年少人口、生産年齢人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加
- ・団塊の世代及びその子どもの人口が多い

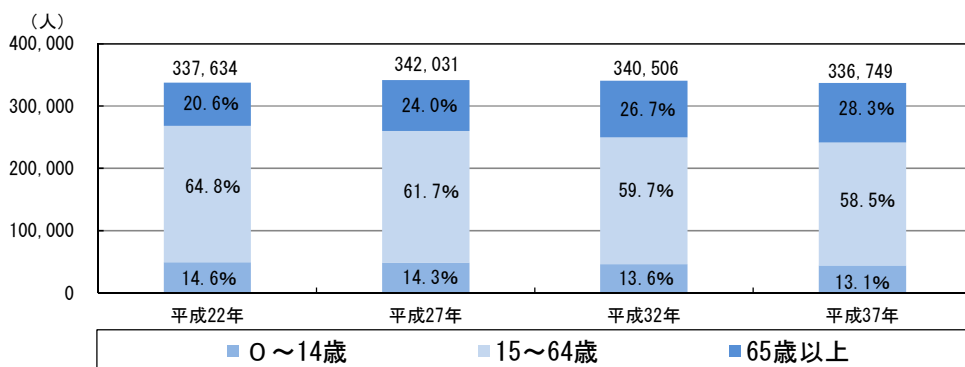
ア 年齢3区分別人口の推移と推計

年々、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の割合が減少する一方、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加しています。平成 18（2006）年と平成 28（2016）年と比較すると、年少人口は 1.0 ポイントの減少に対し、高齢者人口は 7.1 ポイント増加し、急速な高齢化が予測されます。



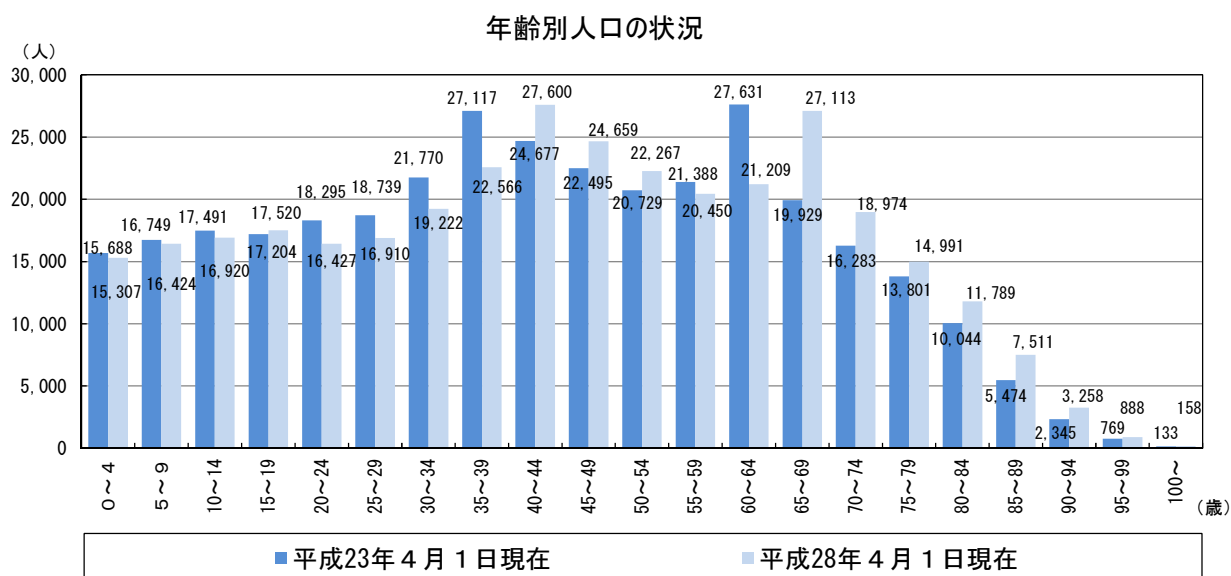
資料: 住民基本台帳と外国人登録人口 (各年4月1日現在)

【参考】大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略における年齢3区分別人口の推移と推計



イ 年齢別人口の状況

平成 28（2016）年には「団塊の世代」である 65～69 歳の人口が最も多くなっています。次いで「団塊の世代」の子どもの年齢層にあたる 40～44 歳の人口が多くなっています。



資料：住民基本台帳と外国人登録人口（平成 23 年4月1日現在、平成 28 年4月1日現在）

④ 地区別人口の状況

・高齢化率が25%を超えている学区は22学区

市内36学区のうち、25学区で年少人口率が平成23（2011）年から平成28（2016）年で減少し、22学区で高齢化率が25%を超えています。最も少子化が進んでいるのは大石学区で、年少人口率が2.5ポイント減少、最も高齢化が進んでいるのは日吉台学区で、高齢化率が13.0ポイント増加しています。また、高齢化率は、13.1%から51.7%までと各学区によって開きがありますが、平成23（2011）年と比較して全市的に少子高齢化が進んでいます。

学区別年齢3階級別人口と高齢化率

単位(人)

単位(%)

学区	年少人口 (14歳以下)	生産年齢人口 (15～64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	計	年少人口率 (平成23年)	年少人口率 (平成28年)	高齢化率 (平成23年)	高齢化率 (平成28年)
小松	472	2,514	1,336	4,322	11.0	10.9	26.2	30.9
木戸	633	2,731	1,363	4,727	15.3	13.4	23.2	28.8
和邇	1,234	5,426	2,248	8,908	15.5	13.9	20.5	25.2
小野	319	2,309	1,987	4,615	8.1	6.9	31.6	43.1
葛川	28	101	138	267	7.9	10.5	52.7	51.7
伊香立	264	1,466	815	2,545	8.6	10.4	29.2	32.0
真野	1,194	4,740	1,770	7,704	15.2	15.5	18.8	23.0
真野北	501	4,056	2,130	6,687	9.1	7.5	21.1	31.9
堅田	2,315	11,216	3,288	16,819	14.6	13.8	16.2	19.5
仰木	208	1,228	779	2,215	11.2	9.4	29.3	35.2
仰木の里	2,041	8,575	2,735	13,351	16.6	15.3	14.5	20.5
雄琴	949	3,671	1,421	6,041	15.3	15.7	20.5	23.5
日吉台	326	1,797	1,678	3,801	8.2	8.6	31.1	44.1
坂本	1,216	5,769	2,971	9,956	12.7	12.2	26.1	29.8
下阪本	1,855	6,631	2,105	10,591	17.5	17.5	17.2	19.9
唐崎	2,268	9,863	4,117	16,248	14.9	14.0	21.2	25.3
滋賀	2,381	10,225	4,057	16,663	15.3	14.3	20.0	24.3
山中比叡平	308	1,548	1,041	2,897	11.4	10.6	24.0	35.9
藤尾	483	3,053	1,770	5,306	10.6	9.1	24.9	33.4
長等	1,535	7,172	3,163	11,870	14.9	12.9	21.0	26.6
逢坂	1,064	4,772	2,245	8,081	12.8	13.2	25.4	27.8
中央	808	3,522	1,569	5,899	12.0	13.7	25.6	26.6
平野	2,944	11,216	4,382	18,542	16.1	15.9	19.9	23.6
膳所	1,956	9,408	4,527	15,891	12.6	12.3	24.5	28.5
富士見	1,397	5,679	2,038	9,114	16.6	15.3	17.6	22.4
晴嵐	2,361	11,347	4,317	18,025	13.8	13.1	21.0	24.0
石山	1,372	6,231	2,952	10,555	14.7	13.0	22.1	28.0
南郷	1,264	5,454	3,069	9,787	12.9	12.9	25.5	31.4
大石	786	3,148	1,197	5,131	17.8	15.3	17.3	23.3
田上	1,139	6,550	3,042	10,731	11.8	10.6	19.7	28.3
上田上	181	1,196	813	2,190	9.6	8.3	29.5	37.1
青山	2,402	6,889	1,402	10,693	24.4	22.5	10.4	13.1
瀬田	2,804	8,899	2,169	13,872	17.9	20.2	14.8	15.6
瀬田南	2,192	9,028	4,258	15,478	14.5	14.2	22.6	27.5
瀬田東	2,338	9,548	3,352	15,238	15.2	15.3	17.2	22.0
瀬田北	3,113	11,852	2,438	17,403	19.2	17.9	11.0	14.0
合計	48,651	208,830	84,682	342,163	14.7	14.2	20.3	24.7

資料：住民基本台帳と外国人登録人口(平成23年4月1日現在、平成28年4月1日現在)、

年少人口率＝年少人口／人口計×100、高齢化率＝高齢者人口／人口計×100

(3) 地域福祉を考えるための統計数値

① 障害者手帳所持者数の推移

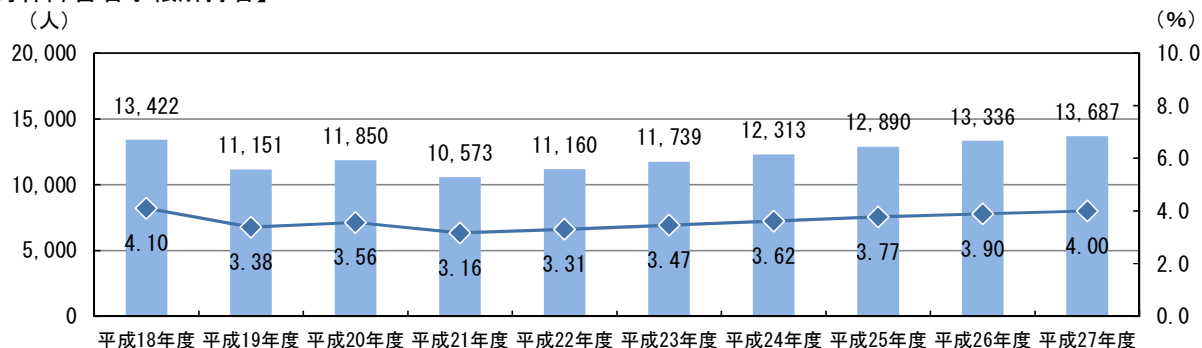
・身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加

身体障害者手帳所持者は、平成 21（2009）年度以降増加し平成 27（2015）年度には 13,687 人となっています。また、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者も増加傾向にあります。

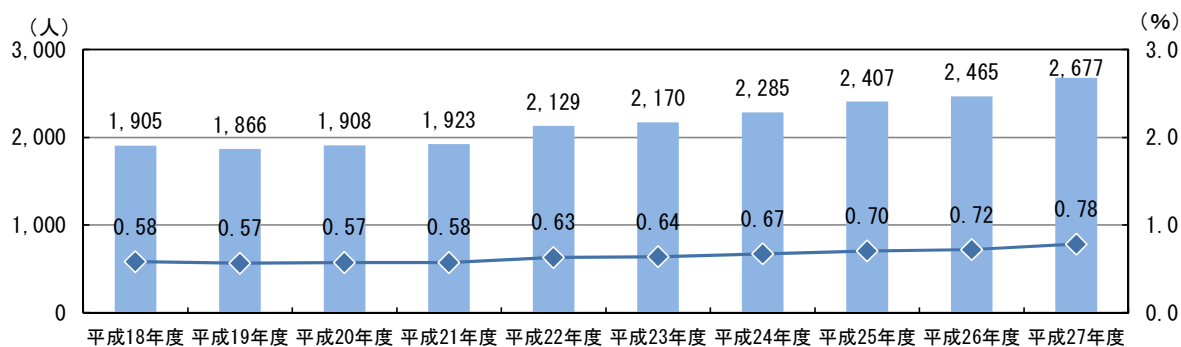
療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は第 1 次計画策定時と比較すると大幅に増加しています。

各障害者手帳所持者数の推移

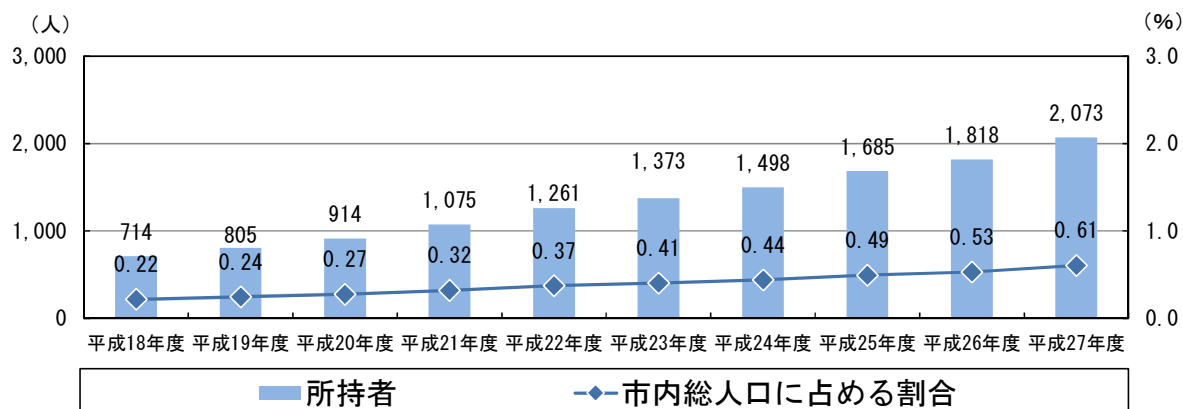
【身体障害者手帳所持者】



【療育手帳所持者】



【精神障害者保健福祉手帳所持者】



資料：大津市障害福祉計画（各年4月1日現在）

② 災害時の避難行動要支援者の状況

- ・災害時要援助者個別支援一覧の登録者は増加

民生委員児童委員が収集したネットワーク台帳（寝たきり、認知症、ひとり暮らし高齢者、障害のある人など）により、本人の同意を得た情報をもとに災害時要援助者個別支援一覧を作成しています。この登録者数は、平成 28（2016）年4月現在で約 22,700 人であり、平成 23（2011）年4月現在の約 19,300 人と比較すると 3,000 人以上増加しています。

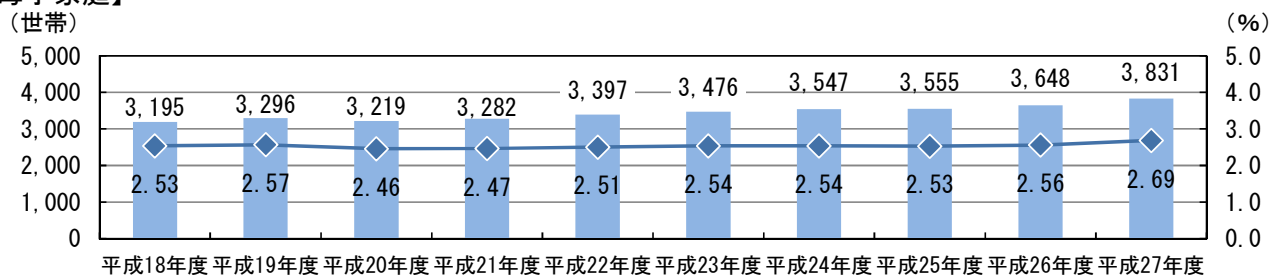
③ ひとり親世帯数の推移

- ・ひとり親世帯数は増加

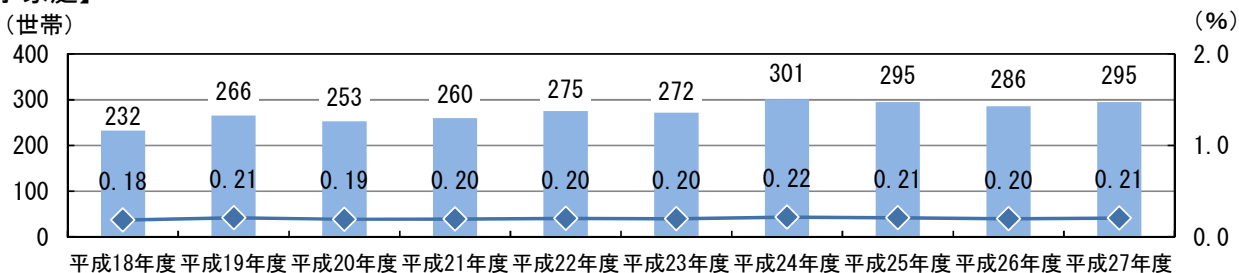
近年、ひとり親世帯数について、母子家庭は増加傾向、父子家庭は微増傾向にあります。

ひとり親世帯数の推移

【母子家庭】



【父子家庭】



■ 世帯数

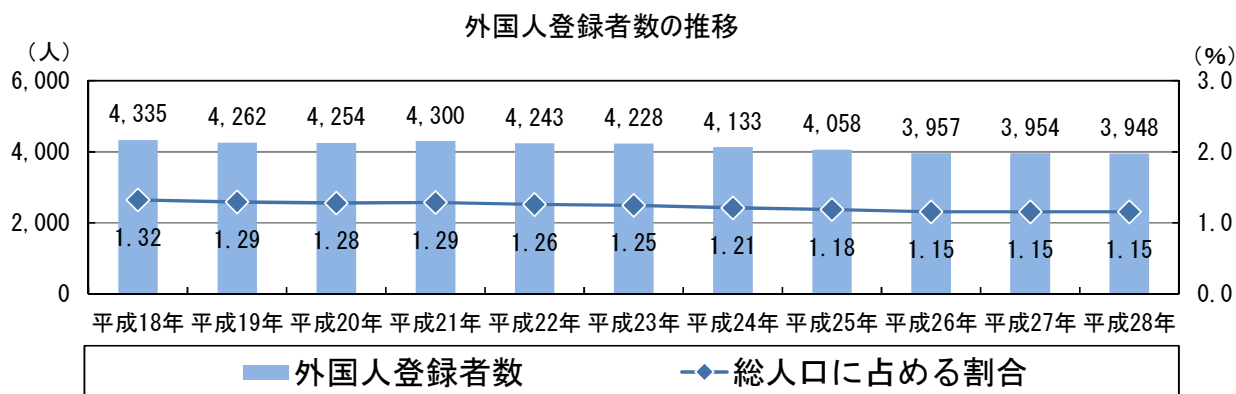
◆ 総世帯数に占める割合

資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

④ 外国人登録者数の推移

・外国人登録者は若干減少

外国人登録者数は、平成 21（2009）年以降減少しており、平成 26（2014）年には 4,000 人を割り込んでいます。

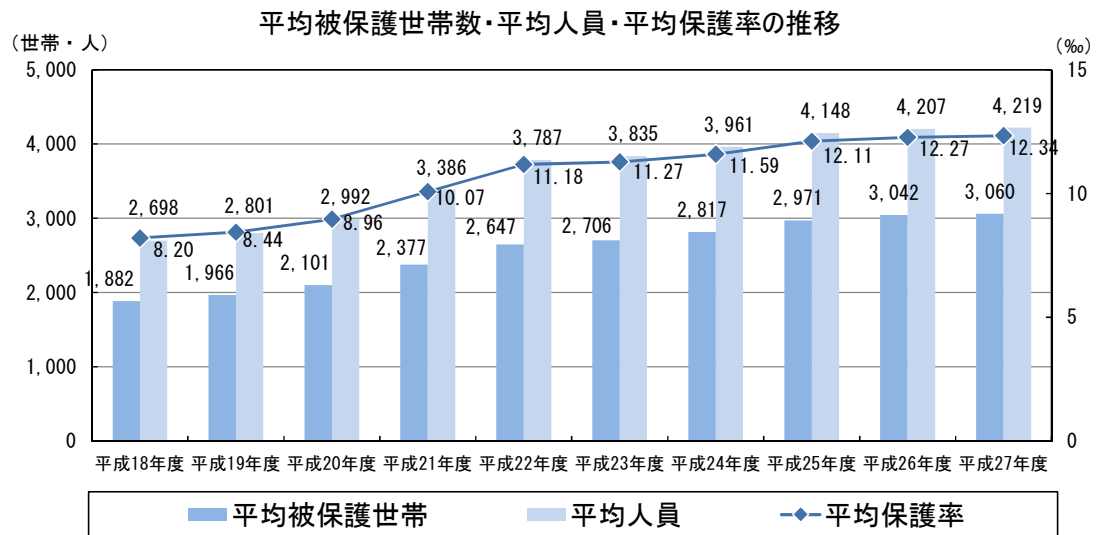


⑤ 生活保護世帯の状況

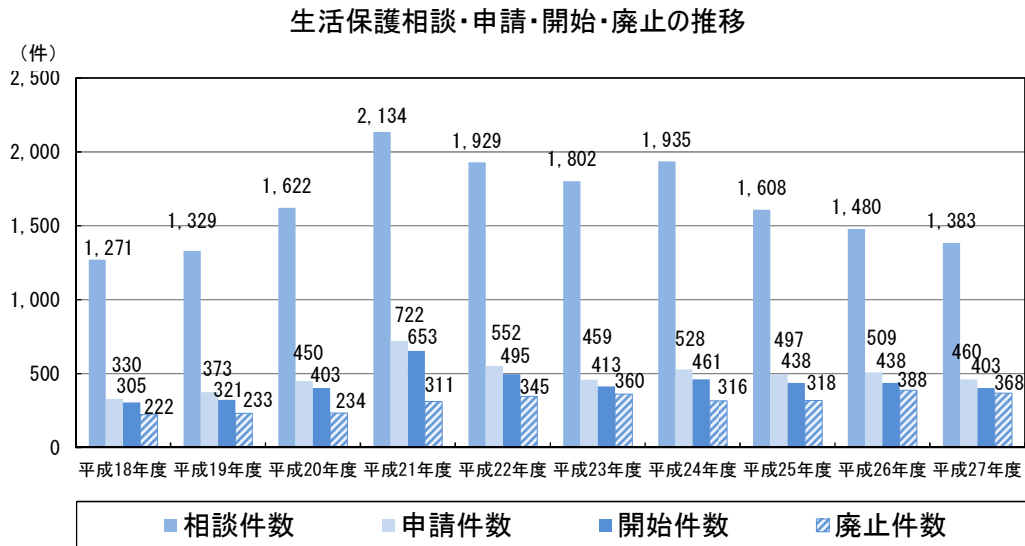
- ・年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに増加
- ・高齢者世帯の割合が高い

年間の平均被保護世帯、平均人員、平均保護率ともに年々増加傾向にあります。平成 27（2015）年度は平成 18（2006）年度と比較すると、平均被保護世帯数では 1,178 人、平均人員数では 1,521 人、平均保護率では 4.14 ポイントの増加となっています。

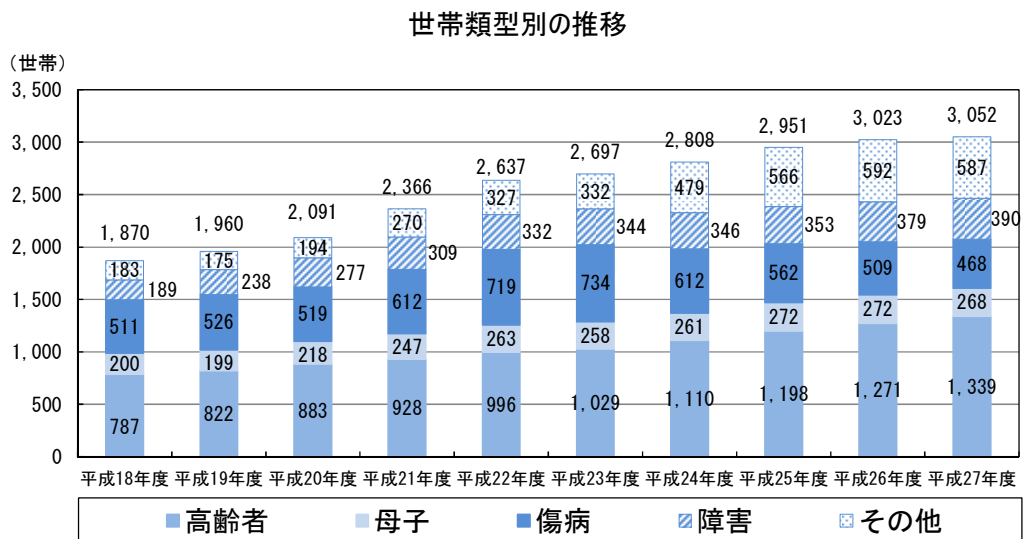
生活保護相談件数は、平成 20（2008）年に発生した経済不況の影響を受け、平成 21（2009）年度は急増しますが翌年以降減少し、平成 24（2012）年度に再び増加するものの、平成 25（2013）年度以降は再び減少しています。また、申請件数、保護開始件数も同様の結果となっています。世帯類型別では、高齢者世帯の割合が高く、次いで稼働年齢層を含むその他の世帯となっております。平成 20（2008）年以降の経済不況により失業が原因で保護を受給する人が増え、その他の世帯は平成 18（2006）年度から平成 27（2015）年度にかけて 3.2 倍に増加しています。



資料：大津市福祉の概要



資料：大津市福祉の概要

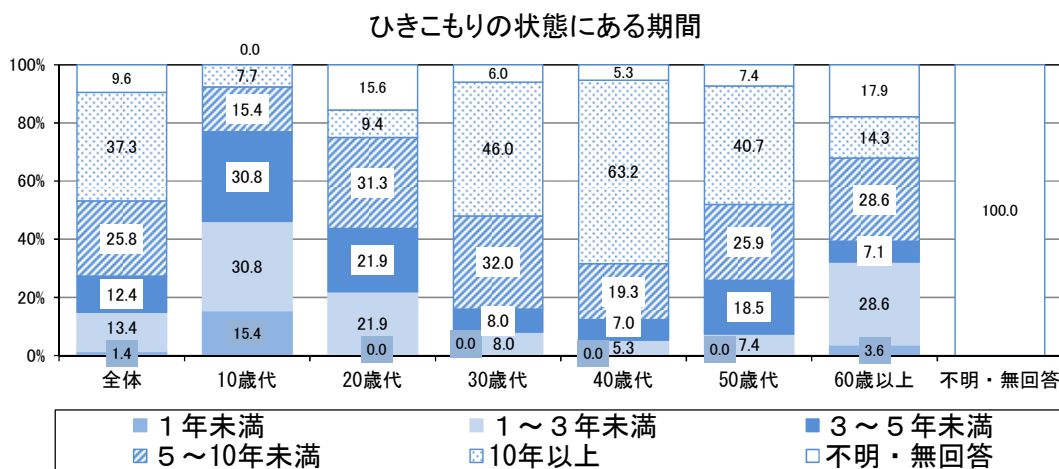
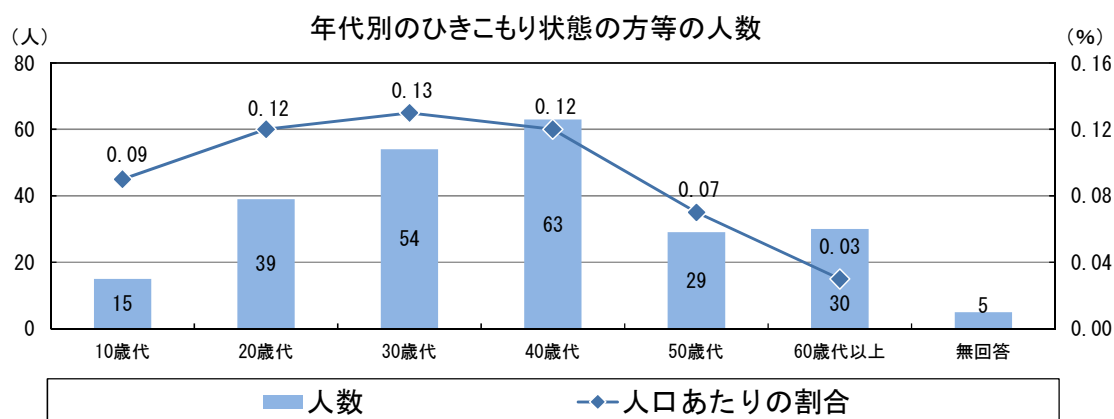
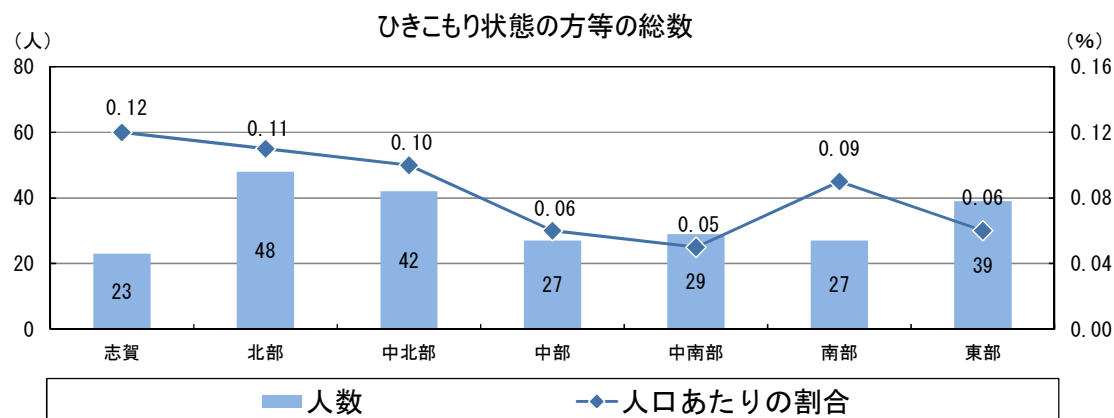


資料：大津市福祉の概要、各年度平均

⑥ ひきこもりの状況

- ・平成 28(2016) 年 7 月時点で、市においては少なくとも 235 人のひきこもり状態の方等がいる
- ・把握できていない同様の状態の方が相当数いることが推測される

平成 28(2016) 年 7 月に実施した「ひきこもり等に関するアンケート調査」によると、ひきこもり状態の方等の総数は 235 人となっており、また、年代別では 40 歳代の方の割合(26.8%) が最も多く、ひきこもり状態が長期間継続している傾向にあります。



※この調査は民生委員児童委員に対するアンケート方式で実施した。「ひきこもり状態の方等」は、おおむね 15 歳以上で「①仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方」「②仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流はないが、時々買い物などで外出することがある方」か、無業者や非行など、民生委員児童委員からみて心配な方、また、家族等から支援などについて相談があった方(ただし、重度の障害、疾病、高齢等で外出できない方を除く)とした。

資料：ひきこもり等に関するアンケート調査 報告書(平成 28 年 7 月調査)

(4) 地域福祉を支える社会資源

① 地域の社会資源

- ・老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設などの民間施設が増加
- ・市内 36 の学区には支所や公民館があり、7つの保健福祉ブロックごとにすこやか相談所及びあんしん長寿相談所が設置されている

ア 社会福祉施設

形態別社会福祉施設数

種 類		公共施設	民間施設	合計
老人福祉施設等	訪問介護	－	113	113
	訪問入浴介護	－	5	5
	訪問リハビリテーション	－	13	13
	訪問看護	1	22	23
	通所介護	1	49	50
	通所リハビリテーション	1	17	18
	短期入所生活介護	－	23	23
	短期入所療養介護	1	8	9
	福祉用具貸与	－	16	16
	特定施設入所者生活介護	－	6	6
	居宅介護支援	1	134	135
	地域密着型通所介護	6	90	96
	認知症対応型通所介護	－	15	15
	小規模多機能型居宅介護	－	15	15
	認知症対応型共同生活介護	－	36	36
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	－	1	1
	看護小規模多機能型居宅介護	－	1	1
	介護老人福祉施設	－	13	13
	介護老人保健施設	1	7	8
	介護療養型医療施設	－	1	1
	計	12	585	597

種 類		公共施設	民間施設	合計
障害者支援施設等	福祉センター	1	－	1
	自立訓練 生活訓練	1	4	5
	就労移行支援	－	9	9
	就労継続支援 A型	－	6	6
	就労継続支援 B型	－	22	22
	生活介護	2	16	18
	短期入所	－	3	3
	施設入所支援	－	1	1
	グループホーム	－	17	17
	地域活動支援センター I 型	－	2	2
	滋賀型地域活動支援センター	－	1	1
	社会的事業所	－	4	4
	放課後等デイサービス	－	20	20
	児童発達支援	3	－	3
	保育所等訪問支援	1	－	1
	計	8	105	113
児童福祉施設等	保育所（休園中の葛川保育園を含む）	15	46 (分園除)	61
	幼保連携型認定こども園	－	10	10
	児童養護施設	－	2	2
	知的障害児通園施設	1	－	1
	乳児院	－	1	1
	助産施設	1	－	1
	母子生活支援施設	1	－	1
	児童館	7	－	7
	児童遊園	2	－	2
	母子福祉施設	－	2	2
	認可外保育施設	－	19	19
	計	27	80	107

※児童福祉法上の施設。再掲。
資料：市資料、平成 28 年 4 月現在

イ 公共施設(保育所・幼稚園・学校については、国公立・私立を含む)

学区別公共施設分布一覧

学区	支所	公民館	保育所	幼稚園	認定こども園	児童館	児童クラブ	小学校	中学校	高校・大学	養護学校	ふれあいセンター	すこやか相談所	あんしん長寿相談所	学区	支所	公民館	保育所	幼稚園	認定こども園	児童館	児童クラブ	小学校	中学校	高校・大学	養護学校	ふれあいセンター	すこやか相談所	あんしん長寿相談所
志賀ブロック															中部ブロック														
小松	●					●	●		●						滋賀	●	●	●	●		●	●	●				●		
木戸	●	●	●	●			●	●	●						山中比叡平	●	●	●	●			●	●						
和邇	●	●	●	●			●	●					●	●	藤尾	●	●	●	●			●	●						
小野	●	●				●	●	●							長等	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●
北部ブロック															逢坂	●	●	●	●	●		●	●	●	●				
葛川	●	●					●	●							中央	●	●	●	●			●	●						
伊香立	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●			中南部ブロック														
真野	●	●		●			●	●							平野	●	●	●	●			●	●		●				
真野北	●	●	●	●	●		●	●	●						膳所	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●
堅田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	富士見	●	●	●	●	●		●	●						
仰木	●	●		●			●	●							晴嵐	●	●	●	●			●	●	●	●				
仰木の里	●	●	●	●			●	●	●	●																			
中北部ブロック															南部ブロック														
雄琴	●	●	●	●			●	●							石山	●	●	●	●	●		●	●	●	●				
日吉台	●	●		●			●	●							南郷	●	●	●	●			●	●	●			●	●	
坂本	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	大石	●	●		●			●	●						
下阪本	●	●	●	●			●	●	●						田上	●	●	●	●		●	●	●				●		
唐崎	●	●	●	●	●		●	●	●		●				東部ブロック														
															上田上	●	●		●			●	●	●					
															青山	●	●	●	●			●	●	●					
															瀬田	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●	●	
															瀬田南	●	●	●	●	●		●	●		●				
															瀬田東	●	●	●	●	●		●	●		●				
															瀬田北	●	●	●	●			●	●	●					

資料：市資料、平成 28 年 4 月現在
※平成 29 年 1 月 4 日より瀬田第二あんしん長寿相談所を開所

② 学区社会福祉協議会の活動

- ・市内 36 の学区に、学区社会福祉協議会が組織
- ・小地域でのふれあいサロン、ふれあい給食などの活動が活発に行われている

ア 学区社会福祉協議会

学区社会福祉協議会は 36 学区すべてに設置されています。学区社会福祉協議会は、地域との密接な関係があり、そこで暮らす市民が自ら参加する支えあい・助けあいなどの活動を進めていくうえで大きな役割を担っています。

学区社会福祉協議会数

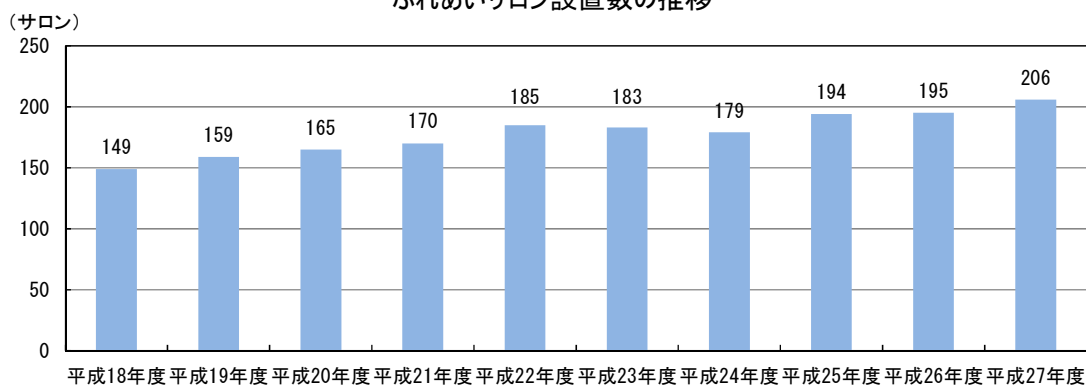
学 区	学区社会福祉協議会
36 学区	36 団体

資料：市社会福祉協議会

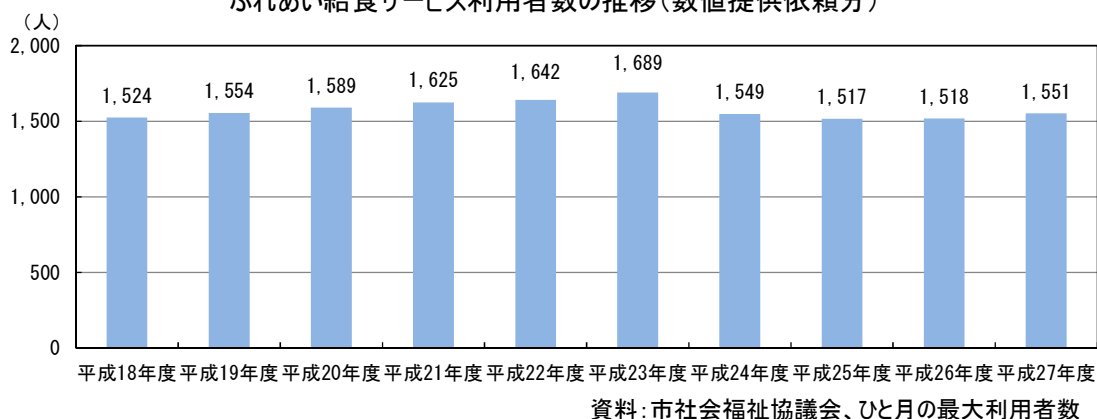
イ 学区社会福祉協議会の活動内容

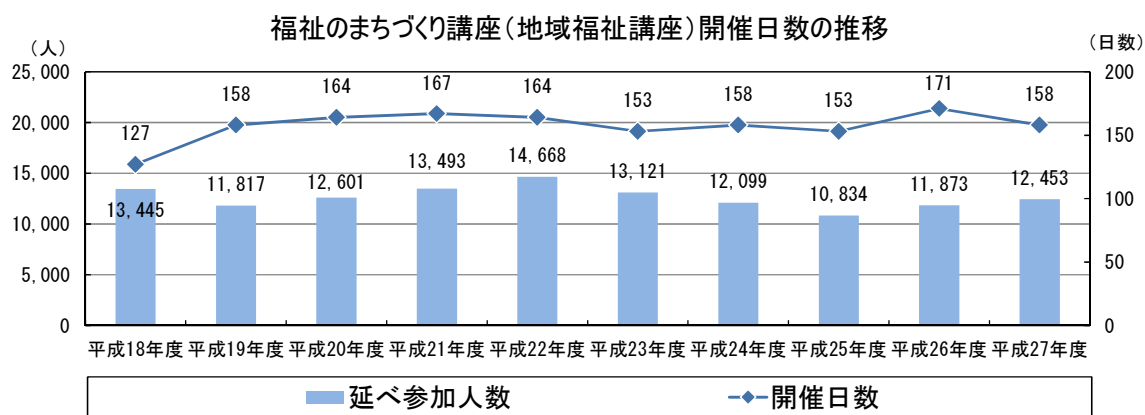
学区社会福祉協議会の主な活動には、「寺子屋プロジェクト」などの子どもの学習支援、高齢者等の歩いていける所でのあたたかな場づくりである「ふれあいサロン」、ひとり暮らし高齢者への見守りを目的とした「ふれあい給食サービス」、地域の福祉意識の向上と人材育成を目指している「福祉のまちづくり講座」のほか、敬老事業や子どもを守る運動、子育て支援、広報誌の発行などがあります。

ふれあいサロン設置数の推移



ふれあい給食サービス利用者数の推移（数値提供依頼分）





福祉のまちづくり講座(地域福祉講座)実施学区

	平成 18(2006) 年度	平成 19(2007) 年度	平成 20(2008) 年度	平成 21(2009) 年度	平成 22(2010) 年度
実施学区	33 学区	35 学区	35 学区	36 学区	35 学区

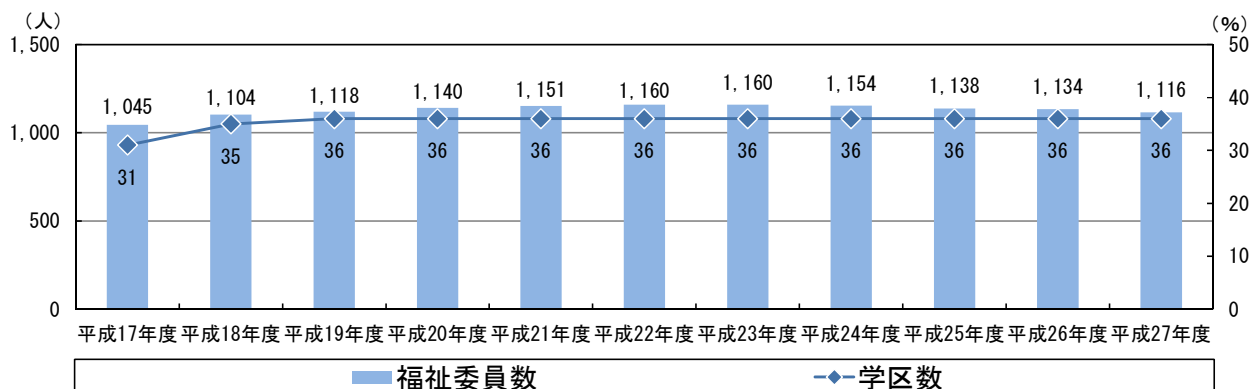
	平成 23(2011) 年度	平成 24(2012) 年度	平成 25(2013) 年度	平成 26(2014) 年度	平成 27(2015) 年度
実施学区	33 学区	33 学区	32 学区	35 学区	35 学区

資料: 市社会福祉協議会

ウ 福祉委員の配置

平成 19 (2007) 年度以降、福祉委員数は 36 学区すべてに配置されていますが、平成 22 (2010) 年度、平成 23 (2011) 年度の 1,160 人をピークに減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年度で 1,116 人となっています。

福祉委員数と配置学区数の推移



資料: 市社会福祉協議会 (各年4月 1 日現在)

③ 民生委員児童委員協議会の活動

- ・民生委員児童委員の活動件数は年々増加傾向
- ・活動内容は地域福祉活動・自主活動が多い

ア 地区民生委員児童委員協議会

地区民生委員児童委員協議会は 36 地区、654 人の民生委員児童委員（主任児童委員含む）の方が活動されています。民生委員児童委員同士の連携を進めるとともに、地域の生活関連情報の共有、福祉課題の分析や支援などを行っています。

地区民生委員児童委員協議会数及び人数

地 区	地区民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員	主任児童委員
36 地区	36 団体	590 人	64 人

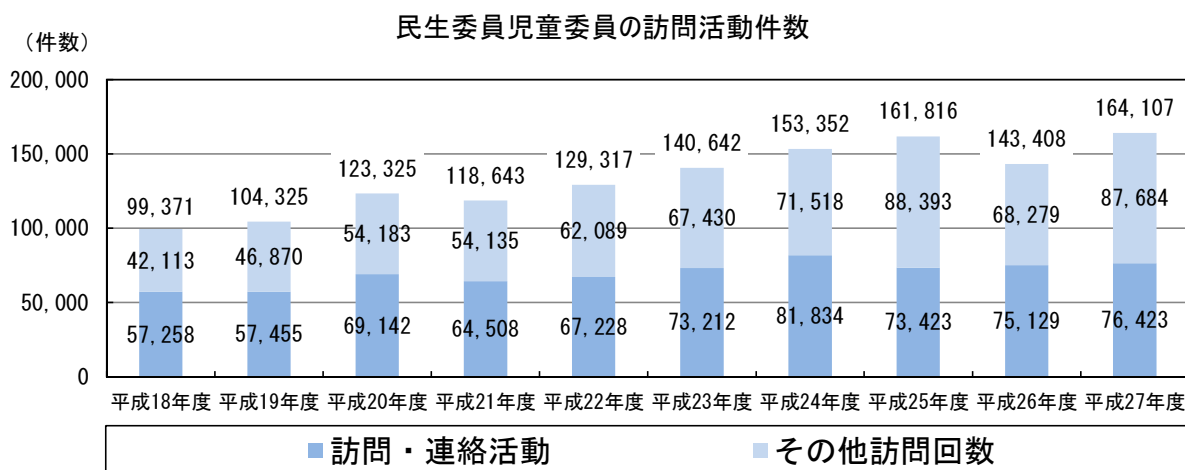
平成 28 年 12 月 1 日現在

イ 民生委員児童委員の活動内容

民生委員児童委員の活動内容は多岐にわたっており、総活動件数は、年度によってばらつきはあるものの、130,000 件前後で推移しています。

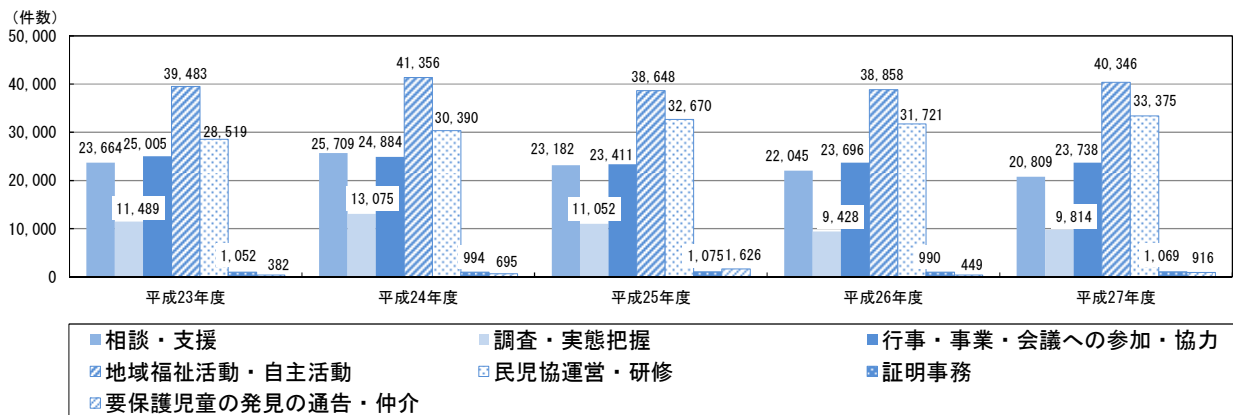
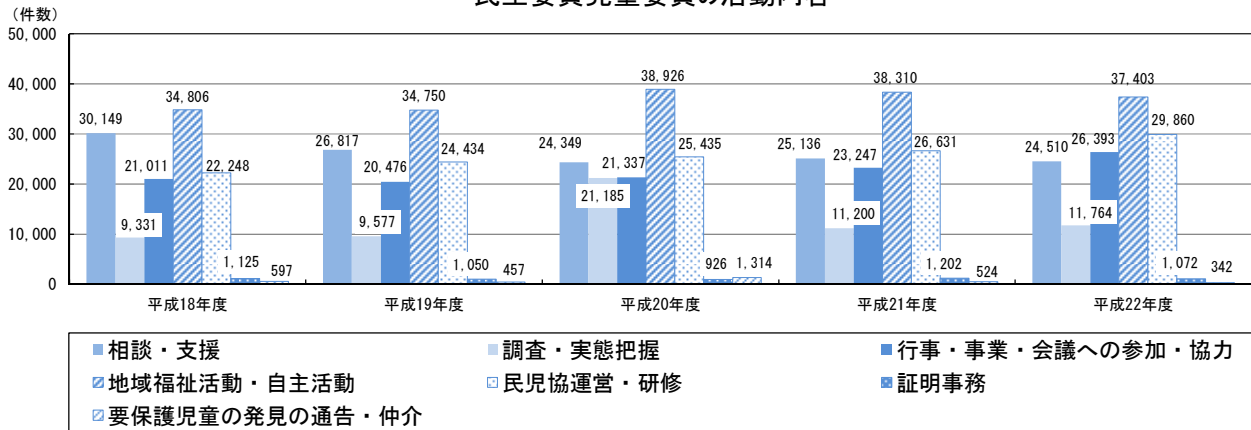
主な活動内容は地域福祉活動・自主活動が多くなっており、平成 27（2015）年度は 40,346 件となっています。また、相談・支援内容では高齢者に関することが多く、平成 27（2015）年度は 11,558 件となっています。

また、訪問の回数も、平成 18（2006）年度と比較すると大幅に増加しています。



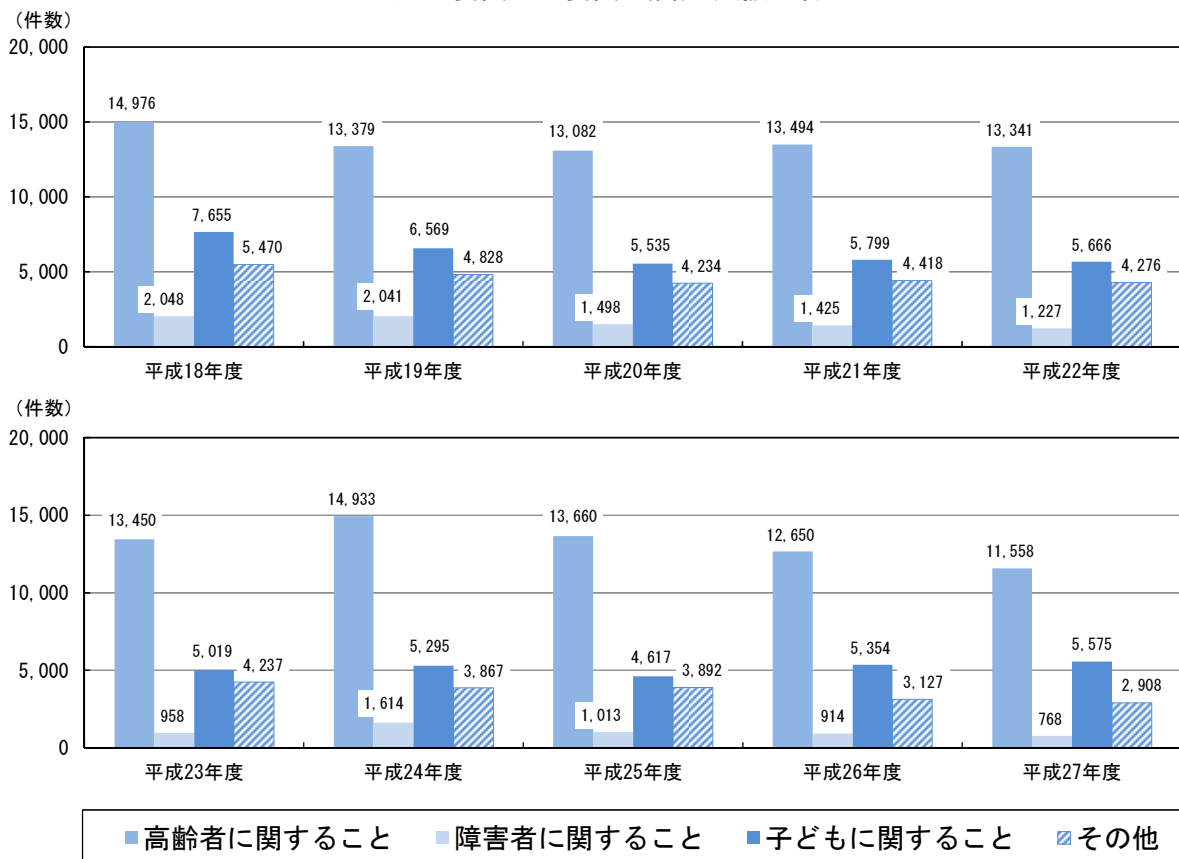
資料：大津市福祉の概要

民生委員児童委員の活動内容



資料: 大津市福祉の概要

民生委員児童委員の相談・支援内容



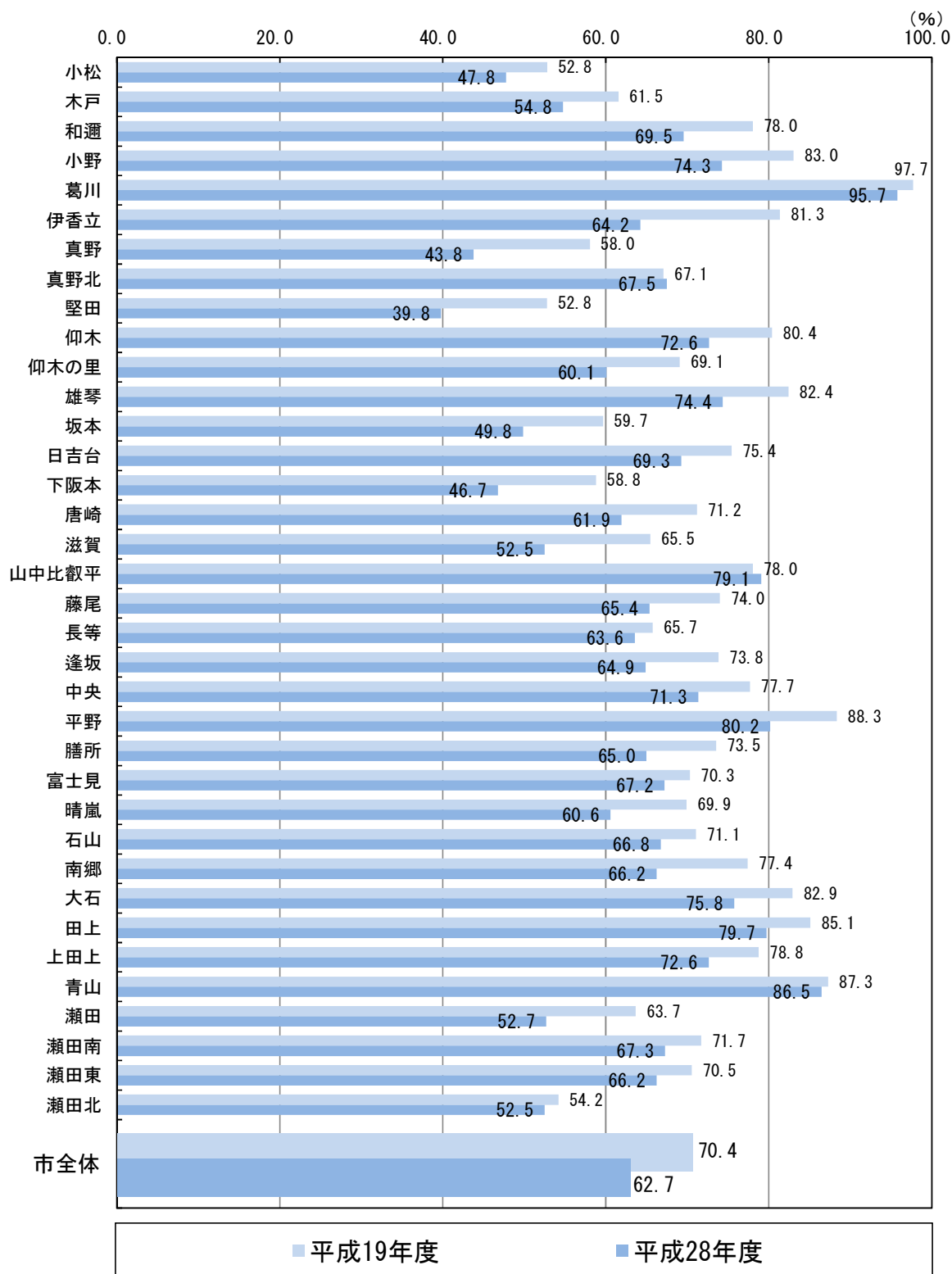
資料: 大津市福祉の概要

④ 自治会などの状況

・自治会加入率は市平均が約 63%

ア 学区別自治会加入率の推移

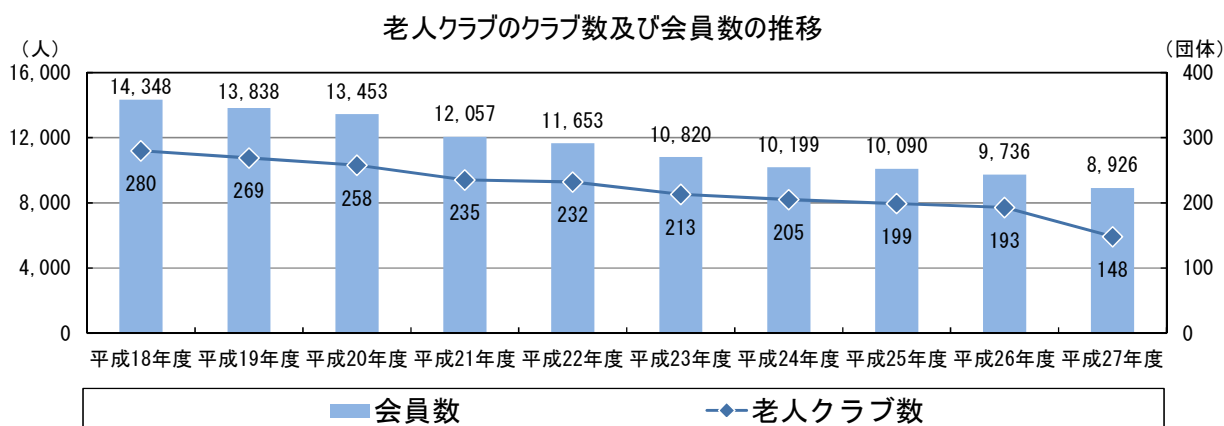
市全体の自治会加入率は、年々減少傾向となっています。



資料：市資料(各年度4月1日現在)

イ 老人クラブ

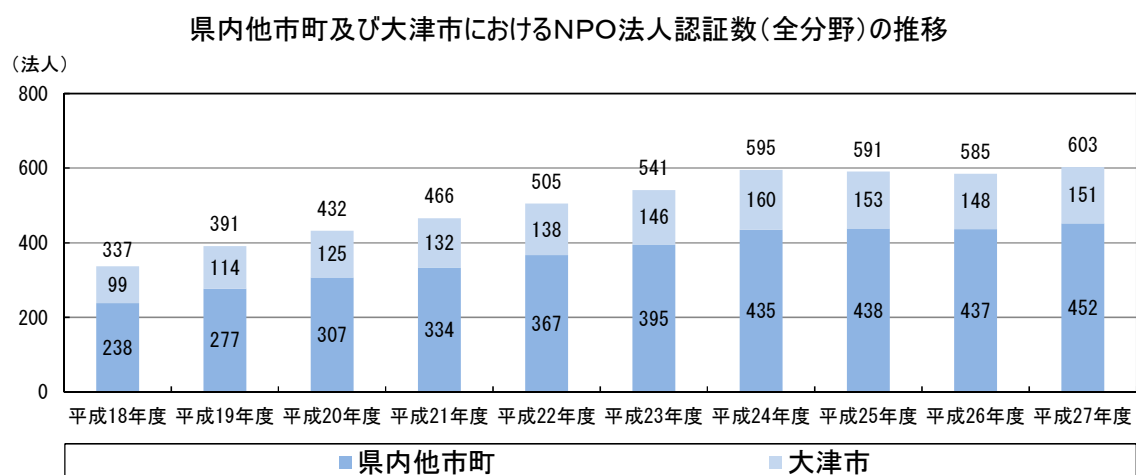
老人クラブの団体数、会員数ともに、平成 18（2006）年度以降は年々減少しており、平成 27（2015）年度は 148 クラブ、8,926 人となっています。



⑤ 特定非営利活動法人(NPO法人)認証数の推移

・NPO 法人は年々増加

NPO 法人認証数（全分野）は、県内他市町、大津市ともに年々増加傾向にあります。また、平成 27（2015）年度では滋賀県内 603 法人のうち、151 法人が大津市内に所在し、県内の約 25%の NPO 法人が市内にあります。

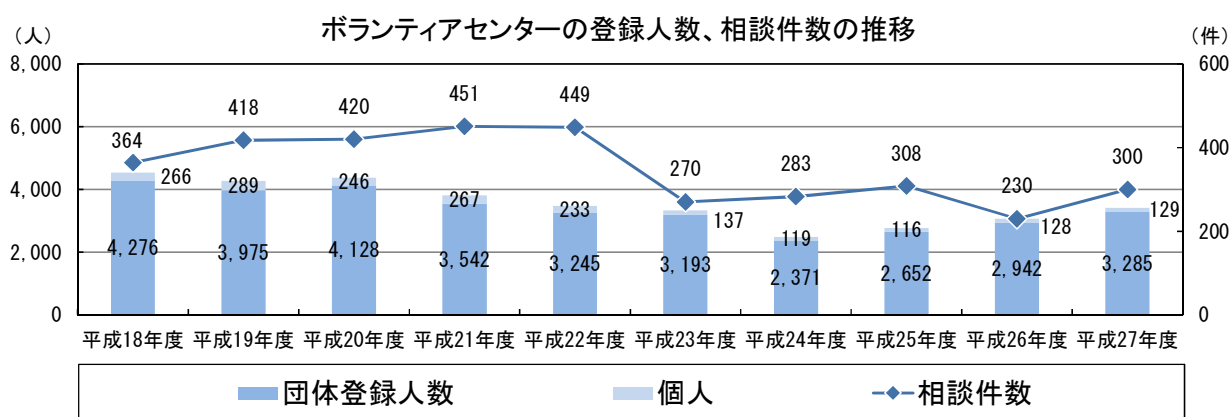


⑥ ボランティアセンターの登録人数と相談件数の状況

- ・ボランティア登録人数は減少
- ・ボランティアに関する相談件数は増加

市社協内のボランティアセンターに登録している人数は、平成 24（2012）年度まで年々減少していたものの、平成 25（2013）年度には増加傾向となり、平成 27（2015）年度には団体登録人数と個人をあわせて 3,414 人となっています。

相談件数は、平成 23（2011）年度に相談件数の算出方法を見直したことにより、相談件数は減少しましたが、その後、増減を繰り返しながら平成 27（2015）年度には 300 件となっています。

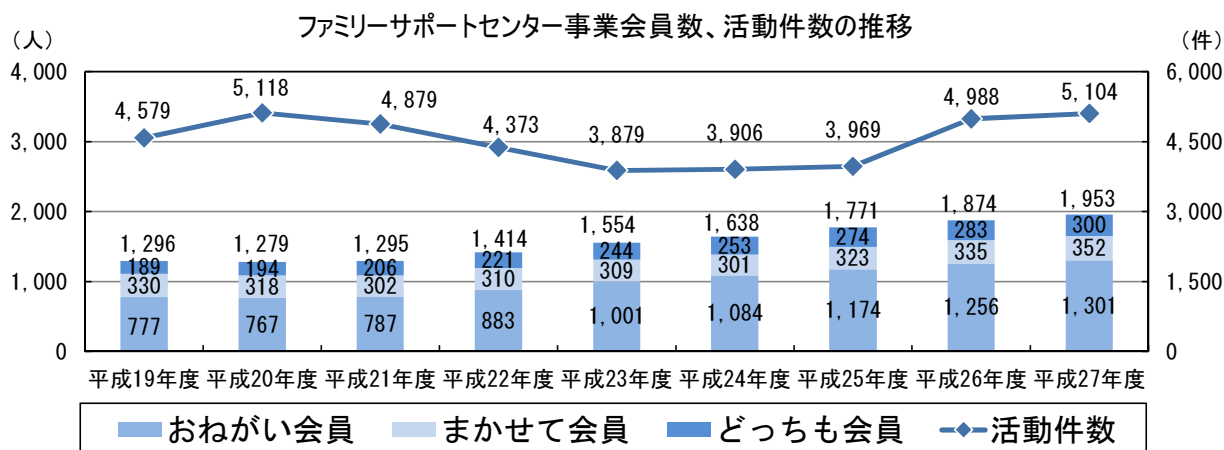


資料：市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

⑦ ファミリーサポート事業の状況

- ・子育ての援助をしてほしい会員の数は増加傾向、援助のできる会員の数は横ばい
- ・会員数と活動件数の増加傾向

援助のできる人（まかせて会員）の数がほぼ横ばいで推移しているのに対し、子育ての援助をしてほしい人（おねがい会員）の数の増加が目立っています。活動件数は平成 20（2008）年度以降減少傾向でしたが、平成 24（2012）年度以降は増加し、平成 27（2015）年度には 5,104 件となっています。

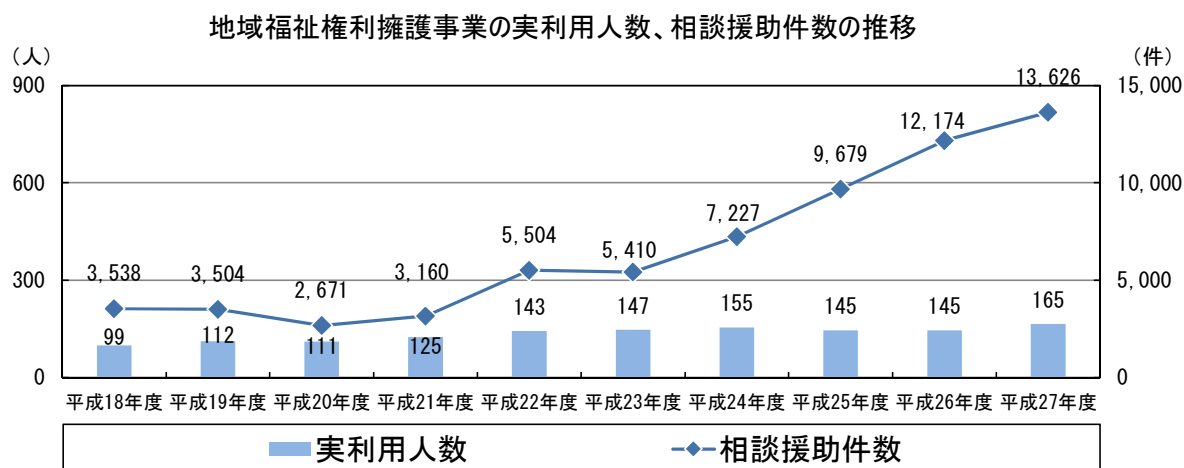


資料：大津市福祉の概要（各年4月1日現在）

⑧ 地域福祉権利擁護事業の状況

・相談援助件数は年々増加

地域福祉権利擁護事業の実利用人数は平成 22（2010）年度以降 150 人前後で推移しています。また、相談援助件数は平成 20（2008）年度以降、年々増加傾向にあり、平成 27（2015）年度には 13,626 件と急増しています。

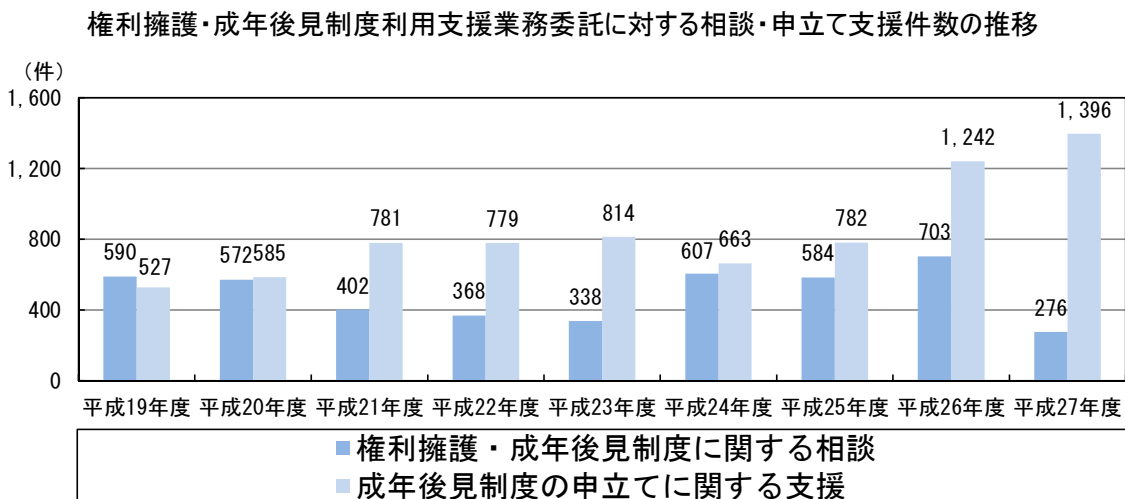


資料：市社会福祉協議会（各年3月31日現在）

⑨ 権利擁護・成年後見制度利用支援事業（相談支援）の状況

・成年後見制度の申立てに関する支援件数は年々増加傾向

権利擁護や成年後見制度に関する相談件数は平成 23（2011）年度から平成 26（2014）年度にかけて増加していましたが、平成 27（2015）年度に減少し、276 件となっています。また、成年後見制度の申立てに関する支援について、平成 27（2015）年度は平成 19（2007）年度の 2.6 倍となる 1,396 件行っています。



資料：市資料、大津市福祉の概要

2 計画の策定経過

(1) 条例・規則等

① 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

② 大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号)

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第77条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

(委員の定数等)

第3条 審議会は、委員50人以内で組織する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、法第9条第1項に規定する臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に副委員長を置く。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上の者が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 法第9条第1項の特別の事項について会議を開き、議決をする場合における前2項の規定の適用については、臨時委員は、委員とみなす。

(審査部会の委員等の報酬)

第6条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける審査部会に属する委員及び臨時委員が当該審査部会の職務に従事した場合における報酬の額は、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第19号)の規定にかかわらず、日額14,000円とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉子ども部(専門分科会にあっては、その審議事項を所管する部)において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(大津市障害者施策推進協議会条例の廃止)

2 大津市障害者施策推進協議会条例(平成8年条例第3号)は、廃止する。

(大津市介護保険条例の一部改正)

3 大津市介護保険条例(平成18年条例第13号)の一部を次のように改正する。

目次中「介護保険の運営」を「運営状況等の公表」に改める。

「第5章 介護保険の運営」を「第5章 運営状況等の公表」に改める。

第13条の見出しを削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

③ 大津市社会福祉審議会規則(平成21年規則第48号)

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、大津市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置等)

第2条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第11条第2項の規定により設置する専門分科会及び当該専門分科会において調査審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項

(2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、必要に応じ、臨時に、同項各号に掲げる以外の専門分科会を設置することができる。

3 法第11条第1項の規定により設置する身体障害者福祉専門分科会は、障害者福祉専門分科会と称するものとし、当該専門分科会においては、同項に規定する身体障害者の福祉に関する事項に加え、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議する。

4 法第12条第2項において準用する法第11条第1項の規定により設置する児童福祉専門分科会においては、法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項(条例第2条第2項の規定により当該事項に含むものとされる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含む。)に加え、母子福祉及び母子保健に関する事項を調査審議する。

(専門分科会の委員等)

第3条 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会に専門分科会長及び副専門分科会長を置く。

3 専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員。第5項、次条第2項及び第3項並びに第5条において同じ。)の互選によって定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 副専門分科会長は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから専門分科会長が指名する。

6 副専門分科会長は、専門分科会長を補佐し、専門分科会長に事故があるとき又は専門分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会の会議等)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、その議長となる。

2 専門分科会の会議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門分科会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条 専門分科会は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

2 前項の規定による決議は、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

第6条 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会の名称及び調査審議事項)

第7条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「令」という。)第3条第1項の規定により、同項の身体障害者福祉専門分科会に審査部会を置く。

2 前項の審査部会は、障害者福祉専門分科会審査部会と称するものとし、当該審査部会においては、令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議に加え、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 身体障害者手帳の交付の申請に係る医師の指定及び指定の取消しに関する事項

(2) 指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定及び指定の取消しに関する事項

3 第1項に規定するもののほか、次に掲げる事項について調査審議するため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。

(1) 家庭的保育事業等の認可に関する事項

(2) 保育所の設置の認可に関する事項

(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項

(4) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項

4 前項の審査部会は、児童福祉専門分科会就学前教育・保育施設等審査部会と称する。

(審査部会の委員等)

第8条 審査部会(障害者福祉専門分科会審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、

専門分科会長が指名する。

- 2 審査部会に審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理する。
- 4 審査部会長に事故があるとき又は審査部会長が欠けたときは、審査部会長があらかじめ指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議等)

第9条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査部会の会議は、審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査部会の会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第10条 審査部会は、審査部会に属する委員及び臨時委員全員の一致によりあらかじめ指定する事項については、書面により決議することができる。

- 2 審査部会は、前項の規定により指定する事項ごとに、当該事項に係る書面による決議に参加する委員及び臨時委員を指定することができる。
- 3 第1項の規定による決議は、その審査部会に属する委員及び臨時委員の過半数(前項の規定により決議に参加する委員及び臨時委員を指定したときは、その指定された委員及び臨時委員の過半数)で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

第11条 令第3条第3項に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について審議会が諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月24日規則第76号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年9月24日規則第119号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年12月21日規則第107号)

この規則は、公布の日から施行する。

④ 第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 大津市社会福祉協議会（以下「市社協」という）の第5次地域福祉活動計画を策定するため、委員会を設置する。

(名称)

第2条 委員会の名称は、「第5次地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という）とする。

(委員)

第3条 策定委員会は、おおむね15名以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げるものの中から市社協会長が選任し、委嘱する。

- (1) 住民（組織）の代表
- (2) 民生委員児童委員の代表
- (3) 行政機関の代表
- (4) 関連する専門機関・施設の代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 社会福祉協議会の関係者
- (7) その他、市社協会長が必要と認めたもの

(委員長等)

第4条 策定委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選任は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成28年1月15日から平成29年3月31日までの期間とする。

(プロジェクトチーム)

第6条 策定委員会に付議する案件を調査研究及び調整するために、プロジェクトチームをおくことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市社協事務局において行う。

(その他)

第8条 その他、この要綱に定めのないことは、市社協会長が別にこれを定める。

付則

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(2) 会議開催記録

① 大津市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

平成 27 (2015) 年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 27 年 4 月 28 日	・専門分科会長の選出について ・副専門分科会長の指名について ・生活困窮者自立支援事業について ・第 2 次大津市地域福祉計画に掲げた事業の推進について ・当専門分科会の今年度の予定について
第 2 回	平成 27 年 10 月 16 日	・第 2 次大津市地域福祉計画の実施状況について ・第 3 次大津市地域福祉計画の策定について ・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について ・その他
第 3 回	平成 28 年 3 月 22 日	・第 3 次大津市地域福祉計画の策定に向けて ・その他

平成 28 (2016) 年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 4 月 25 日	・第 3 次大津市地域福祉計画策定スケジュールについて ・その他
第 2 回	平成 28 年 8 月 30 日	・これまでの取り組みについて ・第 2 次大津市地域福祉計画・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の評価について ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について ・今後のスケジュールについて
第 3 回	平成 28 年 12 月 8 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画(素案)について
第 4 回	平成 29 年 3 月 13 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画(案)について

委員名簿

(50 音順、敬称略)

名 前	所 属 等	備 考
大 澤 光 雄	大津市自治連合会	
太田原 茂樹	公募委員	
尾 崎 史	あさがお	
桐 畑 弘 嗣	大津市社会福祉協議会	
河 野 基 亜	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
小 林 妙 子	大津市健康推進連絡協議会	
他谷 恵津子	子育てネットワーク志賀うりぼう	
津 田 洋 子	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
筒井 のり子	龍谷大学	専門分科会長
牧 村 順 一	同朋大学	副専門分科会長
森 川 稔	滋賀県立大学	
渡 邊 武	大津市障害者福祉施設協議会	

② 第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会

平成 27（2015）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 1 月 15 日	・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の策定について ・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の進捗について ・今後のスケジュールについて

平成 28（2016）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 9 月 5 日	・新計画の基本理念・基本目標について
第 2 回	平成 28 年 12 月 16 日	・新計画の素案について
第 3 回	平成 29 年 3 月 7 日	・新計画の案について

委員名簿

（50 音順、敬称略）

名 前	所 属 等	備 考
内田 一豊	大津市自治連合会	
梅田 道廣	大津市身体障害者更生会	
川 端 豊	大津市社会福祉協議会	
木 村 隆	大津市医師会	
木村 恭子	大津市地域女性団体連合会	
呉屋 之保	大津市民生委員児童委員協議会連合会	
鷺見 徳彦	大津市福祉子ども部	
塚本 秀一	大津市保育協議会	
前阪 良憲	滋賀県老人福祉施設協議会	副委員長
牧村 順一	同朋大学	委員長

③ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム
平成 27（2015）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 1 月 21 日	・地域福祉とは ・市の第 3 次地域福祉計画と市社協の第 5 次地域福祉活動計画の策定について ・自己紹介・所属機関の紹介 ・現行の市の第 2 次地域福祉計画と市社協の第 4 次地域福祉活動計画について ・懇談会の計画について ・今後のスケジュールについて
第 2 回	平成 28 年 2 月 19 日	・第 2 次大津市地域福祉計画の課題整理

平成 28（2016）年度

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 4 月 14 日	・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画の評価について ・その他
第 2 回	平成 28 年 6 月 21 日	・第 2 次大津市地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画の評価について(報告) ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の基本理念・基本目標について ・その他
第 3 回	平成 28 年 8 月 18 日	・前回のプロジェクトチーム会議の振り返り ・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の方向性・取り組みについて ・今後のスケジュールについて
第 4 回	平成 28 年 11 月 8 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の素案について ・今後のスケジュールについて
第 5 回	平成 29 年 2 月 14 日	・第 3 次大津市地域福祉計画・第 5 次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画の案について ・今後のスケジュール及び来年度にむけて



委員名簿

(50 音順、敬称略)

名 前	団 体 等	備 考
岩 田 和 彦	レイカディア大学同窓会 大津支部	
大 澤 光 雄	大津市自治連合会	
梶 原 英 輝	大津赤十字病院	
片 岡 定 男	大津市社会福祉協議会・藤尾学区社会福祉協議会	
栗 本 亮	長寿政策課	
河 野 純 子	滋賀弁護士会・女性の法律事務所パール	
小 林 妙 子	大津市健康推進連絡協議会	
白 子 京 弥	保健予防課	
白 杉 滋 朗	NPO法人おおつ・「障害者の生活と労働」協議会・ おおつ働き・暮らし応援センター	
他谷 恵津子	NPO 法人 子育てネットワーク志賀うりぼう	
筒 井 のり子	龍谷大学	
津 田 洋 子	大津市民生委員児童委員協議会連合会・ 真野北地区民生委員児童委員協議会	
中 原 一 隆	NPO法人あさがお	
中 村 克 枝	膳所地域包括支援センター	
西 勝 太 郎	大津市社会福祉協議会・大石学区社会福祉協議会	
林 代 士 子	滋賀県断酒同友会	
原 健	社会福祉法人 真盛園	
牧 村 順 一	同朋大学	
松 岡 啓 太	知的障害児者地域生活支援センター	
松 田 達 也	生活協同組合コープしが 福祉事業部	
村 田 省 三	大津商工会議所	
山 本 朝 美	小鳩乳児院	
幸 重 忠 孝	幸重社会福祉士事務所	

④ 庁内ワーキンググループ

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 6 月 16 日	・地域福祉とは ・第 2 次大津市地域福祉計画(基本目標1・基本目標5)の課題整理
第 2 回	平成 28 年 9 月 26 日	・第 3 次大津市地域福祉計画(案)について ・方向性、取り組みの確認(意見交換) ・ワーク ・事業(案)について

構 成

部 局	所 属	備 考(各課所管の事業等)
福祉子ども部	福祉政策課	事務局
	生活福祉課	生活困窮
	子ども家庭課	子ども
	子育て総合支援センター	子ども
	障害福祉課	障害者
健康保険部	長寿政策課	高齢者
	介護保険課	高齢者
健康保険部保健所	保健予防課	健康
	健康推進課	健康
政策調整部	人権・男女共同参画課	人権
市民部	自治協働課	自治会
教育委員会	生涯学習課	社会教育、家庭教育
総務部	危機・防災対策課	災害・防災
消防局	予防課	災害・防災

⑤ 市社協職員ワーキンググループ

会議	日時	内容
第 1 回	平成 28 年 3 月 2 日	・大津市社協第 4 次地域福祉活動計画 振り返り・評価
第 2 回	平成 28 年 6 月 8 日	・新計画の基本目標・方向性について

(3) 各懇談会

【ポイント】

- ・地域住民が主体的にまちづくり・地域づくりについて意見を出しあう
- ・学区地域福祉活動計画づくりにつながる懇談会にする
- ・若い意見を聞く場を設ける

① 学区福祉のまちづくり計画懇談会

項 目	内 容
目 的	学区地域福祉活動計画づくりを目指す懇談会
対 象	石山学区社会福祉協議会
日 時	平成 28 年 2 月 25 日(木)11:00～
場 所	石山市民センター
参 加 者	13 名

○内容

- ・計画策定に向けての策定委員会

② 第2次大津市地域福祉計画の評価懇談会

項 目	内 容
目 的	各学区社協役員中心に、市 2 次・市社協 4 次計画の評価を行う懇談会
対 象	東部ブロック社会福祉協議会
日 時	平成 28 年 2 月 13 日(土)10:00～
場 所	青山市民センター
参 加 者	25 名

○内容(グループワーク)

- ・市2次計画を基本目標ごとに KJ 法でワーク
- ・時間の関係で、各基本目標のうち、1つの方向性のみをピックアップし評価



③ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定のための若者懇談会

項 目	内 容
目 的	大津のまち、暮らし、地域福祉等について若者の意見を聞く懇談会
対 象	比叡山高校ボランティア委員会
日 時	平成 28 年 2 月 23 日(火)15:30～
場 所	比叡山高校
参 加 者	16 名

○内容(グループワーク)

- ・まちづくりについて、高校生(若者)の声を聴く
- ・顧問の先生も、学校ではカリキュラムをこなすのが精一杯で、地域について考え、発言するいい機会になったと喜んでいただいた
- ・生徒たちからも、「仲間と一緒に意見が多く出せた」「他人の意見を聞き、自分の意見を発言できた」「仲間との相乗効果で考えなかった新しい発想が浮かんだ」「楽しかった」などの声あり

④ 第3次大津市地域福祉計画・第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定のための若者懇談会

項 目	内 容
目 的	大津のまち、暮らし、地域福祉等について若者の意見を聞く懇談会
対 象	地域福祉を学ぶ学生
日 時	平成 28 年 7 月 27 日(水)9:20～
場 所	龍谷大学
参 加 者	22 名

○内容(グループワーク)

1)新計画全体について

学生の視点で感じたこと、地域福祉を進めていくうえで必要なこと、社会の課題、今後必要となる取り組みについて、考えてもらい意見を出しあってもらった

2)具体的な活動について

大津で地域福祉を学ぶ学生として企画したり、実践したり、行政や市社協と協力して地域福祉を進めることができる取り組みについて意見を出しあってもらった



3 用語解説

(用語の後の「※」は、本市独自の内容で解説しています。)

あ行

アウトリーチ(P.25)

要請がない場合でもワーカーの方から積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題や困難を有しているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、ワーカーに対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して積極的に働きかけること。

SNS(P.24)

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイトおよびネットサービス。「Facebook」(フェイスブック)や、「Twitter」(ツイッター)、「Instagram」(インスタグラム)などが有名。

NPO(P.3)

「Non-Profit-Organization」の略で「民間非営利団体」のこと。ボランティア団体や公益的な法人を含む概念である。平成 10(1998)年に特定非営利活動促進法(いわゆる NPO 法)が成立し、小さな団体も法人格を取得できるようになった。

円卓会議(P.60)

地域の困りごとや課題中心に、関係する市民や団体、事業者、行政などが集まり、対等な立場で、その解決に向けて情報を共有し、対話を行う場。

オレンジリボン運動(P.9)

子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動。

児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指している。

あんしん長寿相談所(P.15)

地域包括支援センターのこと。地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、次の6つの業務のほか、第1号介護予防支援事業を一体的に実施する高齢者の総合窓口。

- ①総合相談支援業務 ②権利擁護業務
- ③包括的・継続的ケアマネジメント ④住宅医療・介護連携推進事業
- ⑤生活支援体制整備事業 ⑥認知症総合支援事業

介護サービス(P.46)

介護保険で利用できるサービス。訪問介護、通所介護などの「在宅介護サービス」や、介護保険施設に入所して受ける「施設介護サービス」などのこと。

介護サービス情報公表システム(P.46)

平成 27（2015）年 10 月より「介護サービス情報公表システム」のトップページが新しくなり、これまでの「介護事業所検索」に加え、新たに「生活支援等サービス検索」「地域包括支援センター検索」「在宅医療検索」の3つが追加。

今回のシステム改修は、「介護サービス情報公表制度」の活用の方向性として、「地域包括ケアシステム」に関連する施策と連動した地域の社会資源を一元的に映し出しながら情報提供すること、介護サービス事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることなどにより、国民が適切にサービスを選択し、利活用を促進することが目指されている。

介護保険制度(P.35)

平成 12（2000）年から介護保険法により設けられた社会保障制度。施行以降、平成 17（2005）年、平成 20（2008）年、平成 23（2011）年、平成 26（2014）年にそれぞれ改正（翌年施行）され、「予防重視型システムへの転換」「認知症対策の推進」など、必要な見直しが図られている。

核家族(P.7)

親族世帯の中で、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯。

学区社会福祉協議会※(P.47)

一定の地域内において、地域福祉の推進を図ることを目的とした地域住民による自主的な団体。自治会関係者や福祉関係団体関係者などで構成している。大津市では小学校区ごとに 36 の学区社会福祉協議会が組織され、地域に根ざした福祉のまちづくり活動に取り組んでいる。

企業の社会貢献(P.60)

企業活動をする中で、自社の利益だけでなく、社会全体に与える影響や企業が行うべき社会貢献にも配慮した行動を選ぶという企業のあり方を意味する語。企業の社会的責任においては、消費者や投資家、社会の構成員全体といったステークホルダー（利害関係者）との関係が重視される。企業の社会的責任に基づく活動は、慈善事業とは異なり、あくまで企業活動の中で行われる。

虐待(P.9)

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、障害のある人や児童・高齢者に対する虐待が問題となっている。

旧志賀町(P.65)

昭和 30（1955）年に3村が合併し、滋賀県滋賀郡におかれていた町。昭和 42（1967）年、滋賀郡堅田町が天津市に編入され、1 町のみで滋賀郡を構成していたが、平成 18（2006）年 3 月 20 日に天津市へ編入された。

協議体(P.46)

行政機関や地域の関係者（NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、ボランティア団体、介護サービス事業者等）間の定期的な情報共有及び連携・協働の場。

協働※(P.4)

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力をあわせて活動すること。

本市では、平成 23（2013）年4月に『天津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例』を制定し、愛着と誇りを持って、住み続けたい天津を築いていくために、市民、市民団体、事業者、市などが、お互いの特性を尊重し認めあいながら、話しあいに基づいて役割を分担して、自主的に行動し、地域課題の解決に力をあわせて取り組むことを目指している。

協働提案制度※(P.57)

協働の担い手育成を趣旨とする「パワーアップ・市民活動応援事業」と市民・市民団体及び事業者が、行政とともに地域の諸課題等の解決策を導き出す「テーマ型提案事業」で構成。協働のまちづくりの理念を具現化する制度。

グループホーム(P.79)

病気や障害などで生活に困難を抱えた方が、専門職員の援助を受けながら、共同で生活する社会的介護の形態。

権利擁護サポートセンター※(P.44)

高齢者・障害のある人などとその家族・介護者に対して、保健・福祉・医療に関する総合相談を実施し、財産権や適切なサービスを利用する権利を護る活動を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する目的で設立。平成 28（2016）年4月1日に明日都浜天津に開設。

合計特殊出生率(P.7)

15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の子どもの数。

個人情報(P.20)

個人に関する情報で、その情報に含まれる氏名、生年月日、職業、家族関係、その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報。他の情報と照合することができ、それによって特定の個人が識別できる情報も含む。

コーディネーター(P.24)

仕事の流れを円滑にする調整者のこと。社会福祉の援助において、他の職種とのチームワークが不可欠であるが、その際にその人たちとの調整をする。

子どもの学習支援事業(P.20)

子どもへの学習支援を通して「貧困の連鎖」を防ごうとすることを目的とした事業であり、学習する空間（場）や支援者（大人）との関係性が、子どもにとって安心できる居場所となっている。

このことを大切に、「子どもの学習支援事業」は「子どもの学習支援・居場所づくり活動」として取り組むことが必要。

子どもの貧困対策(P.11)

平成 25（2013）年 6 月、「子どもの貧困対策に関する法律」（平成 25 年法律第 64 号）が国会の全会一致で成立。

この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とするもの。

法律では、政府は子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定めなければならないとされている。

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)(P.16)

地域で暮らしていく上で何か困りごとを抱えている方に、個別に相談に乗って解決を支援するとともに、その方が暮らす地域の生活環境の整備や住民同士の関係づくりなどの地域支援を住民や他の専門職と一緒にを行う人。そんな地域を大きな視点で捉えてコーディネートする人が「コミュニティソーシャルワーカー」。

さ行

災害時要援護者(P.25)

災害時に、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所へ避難するなど、適切な行動をとることが特に困難な方々。寝たきりの高齢者や障害のある人など。

災害ボランティア(P.21)

台風等による風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地で、ボランティアとして行う支援活動。

災害ボランティアセンター※(P.21)

大津市では、平成 28（2016）年 4 月より、市社協の協力により常設災害ボランテ

ィアセンターを設置。災害発生時には、被災地の支援ニーズの把握・整理を行うとともに、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整、マッチング活動を行っている。東日本大震災では、全国で約 200 箇所の災害ボランティアセンターを開設して、143 万人を超えるボランティア活動の支援（平成 27（2015）年 3 月現在）。

賛助会員※(P.23)

大津市社会福祉協議会の賛助会員制度で、市社協の事業目的や市社協が行う事業に賛同する個人、団体、企業などが加入。その会費を市社協の活動（地域福祉活動、生活相談の活動等）に活用している。

滋賀の縁創造実践センター※(P.58)

民間福祉関係者が枠を超えてつながり、地域住民とともに社会とつながっていない人々の縁を紡ぎなおし、生き生きと地域の中で暮らせるよう支援するしくみと実践を県下にくまなくつくっていくための推進母体として、「滋賀の縁創造実践センター」を平成 26（2014）年 9 月に設立（事務局：滋賀県社会福祉協議会）。

事業者(P.2)

社会福祉を目的とする事業やサービスを行う社会福祉法人や NPO 法人、企業など。

自主防災組織(P.17)

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

児童相談所全国共通ダイヤル(189)(P.9)

「虐待かも」と思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号。「児童相談所全国共通ダイヤル」に電話をかけると近くの児童相談所につながり、通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は厳守される。

市民活動センター※(P.18)

大津市市民活動センターは、市民や NPO 等と行政の協力によるまちづくりを進めるため、スモールオフィスや作業ルームを備えるとともに、市民活動の打ちあわせや情報の交換など、自由に利用できる交流スペースや情報の収集・発信の場として市民活動掲示コーナーがある。

市民センター※(P.24)

支所と公民館の両方の機能を果たす施設を「市民センター」と呼んでおり、市内に 36 箇所ある。

社会福祉協議会(P.2)

社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人。一般的に「社協」と呼ばれる。

就労準備支援事業(P.20)

就労準備支援事業は、単に就労に必要な実践的な知識・技能等が欠けているだけではなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えて

いる、就労意欲が低下しているなどの理由により、直ちに就労することが困難な人、既存の雇用施策の枠組みでの支援にはなじまない人などに対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業。

受援力(P.17)

支援を受ける力。ボランティアを地域で受け入れる環境・知恵などのこと。

自立相談支援事業(P.20)

生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に応ずる相談事業。生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析（アセスメント）し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行う。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認や社会資源の開発なども行う。

身体障害者手帳(P.74)

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある人が、各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事、政令指定都市の長または中核市の長が交付。

すこやか相談所※(P.24)

市民が、いきいきと楽しく暮らせるまちづくりを目指して保健師、訪問指導員が常駐し赤ちゃんからお年寄りまでの健康や福祉に関する相談を行う場所。市内には、保健福祉ブロックごとに7箇所あり、「あんしん長寿相談所」と併設されている。

生活困窮者自立支援制度(P.11)

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関する事業を包括的に実施。

生活支援コーディネーター(P.26)

生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、地域においてボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う（地域支え合い推進員）。

精神障害者保健福祉手帳(P.74)

一定程度の精神障害の状態にあることを認定するもの。精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図るため、手帳を持っている方々には、さまざまな支援策が講じられている。都道府県知事が交付。

成年後見制度(P.15)

精神上の障害などによって判断能力が十分でない人が財産管理や身上監護で不利益を被らないように家庭裁判所に申立てを行い、代理権や同意権・取消権の付与を受けてその人を援助してくれる人（成年後見人等）を付けるしくみ。

セーフティーネット(P.11)

病気、事故、失業、災害、犯罪など人生における不測の事態に陥った時に、安全と安心を確保するためにあらかじめ国や自治体、個人が備えているさまざまな対策ということ。

相談機関連絡会※(P.20)

市社協では、困りごとを抱えた方の相談をネットワークの力で解決するために、平成5（1993）年度から関係専門機関と相談機関連絡会を隔月で実施。

た行

第2層(P.46)

日常生活圏域（中学校区等）で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開。本市においては、現在、保健福祉7ブロックで活動。第1層とは市全域。

団塊の世代(P.8)

昭和22（1947）年～昭和24（1949）年頃のベビーブームに生まれた世代のこと。

単身世帯(P.7)

ひとりで生活している者。家計単位・消費単位と個人が同一。

地域アセスメント(P.35)

アセスメントとは、援助を行う際に、その人や環境に関する問題状況を把握・分析し、問題解決に向けた方向性を見いだす社会福祉援助のプロセスの一つであり、コミュニティワーク実践における地域アセスメントは、地域の状況を詳しく分析し活動組織への支援や具体的な活動内容の展開に結びつけること。

地域共生社会(P.12)

高齢者・障害のある人・子どもなど、すべての人々が、制度・分野や、支え手側・受け手側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

地域ケア会議※(P.16)

民生委員児童委員、福祉委員、自治会役員、社協役員、行政等が参加し、地域における課題と解決策を話し合う会議。

地域福祉活動計画※(P.2)

地域福祉を推進するために地域住民や各種団体が主体的に策定する民間の活動・行動計画。市社会福祉協議会が策定しているが、学区社会福祉協議会でも策定を進めている。

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）(P.10)

認知症高齢者や知的障害のある人・精神障害のある人など判断能力の不十分な人が地域で安心して自立生活が営めるように福祉サービスの利用援助を行い、権利擁護を行っていくことを目的とする事業。

地域包括ケアシステム(P.31)

平成 37（2025）年を目途に高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。

地区防災計画(P.53)

一定の地域における地区居住者や事業者等が策定する自発的な防災活動についての計画のこと。阪神・淡路大震災、東日本大震災により、地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性を認識されたことで、平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法改正で「地区防災計画制度」が創設されている。

地区民生委員児童委員協議会※(P.30)

民生委員法に基づき設置されている組織。大津市では市域を 36 の区域に分けている。

中3学習会※(P.51)

高校進学のための学力・学習意欲の向上を図るほか、生活力の向上や自らが目指す将来の姿を確立することをねらいとして行う学習支援事業。

寺子屋プロジェクト※(P.45)

子どもたちに学びの楽しさや、地域のあたたかさを伝え、心の豊かさと安心を育むことを目的として、地域で長期休暇中等の宿題支援や居場所づくりとして行う事業。

特定非営利活動法人(NPO法人)(P.86)

ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的に制定された特別法である「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体のこと。

ドメスティックバイオレンス(DV)(P.45)

DVと呼ばれることが多い。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に止まらず親密な関係における男女間での暴力の意味。身体的暴力に限らず、心理的な暴力も含まれる。

トワイライトステイ※(P.51)

子どもたちに対し、生活意欲や学習意欲、自己肯定感の向上を図ることを目的として、夕方から夜の居場所づくりとして行う事業。

な行

7ブロック※(P.22)

大津市での 7 ブロックとは、保健福祉ブロックのことで、「志賀」「北部」「中北部」「中部」「中南部」「南部」「東部」に分かれる。

認知症(P.8)

加齢によるもの忘れではなく、さまざまな原因で記憶や判断力などの障害が起こる脳の病気。

認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)(P.8)

団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を関係 11 府省庁と共同で策定された(平成 27 (2015) 年 1 月 27 日)。

ネットワーク台帳※(P.21)

在宅で生活する高齢者等が地域で安心して生活をするため、また地域の民生委員児童委員が必要な見守りや援助をするため、ネットワーク台帳に必要事項を記載し、行政・地域関係者の支援ネットワークをつくることを目的として実施している。加えて、災害時避難行動要支援者の見守りを目的としてネットワーク台帳を整備し、地域の連携による「災害時たすけあいネットワーク」の構築に向けて活用している。

は行

パーソナルサポート(P.16)

複数の福祉的な課題を抱えている当事者に寄り添い、その人の支援に対する関係者や関係機関の連携の輪を広げ、さまざまな制度や取り組みを全体的に捉えて、包括的・継続的に支援していく体制。

伴走型支援※(P.21)

支援者が、課題を抱えた一人ひとりの想いに寄り添いながら進める支援。

評議員会(P.23)

社会福祉法人の議決機関。地域住民や福祉関係者の声を運営に反映させるための機関。社会福祉法人制度改革が行われ、平成 29 (2017) 年 4 月 1 日より、すべての社会福祉法人が評議員会を設置することとなっている。

ファミリーサポートセンター(P.17)

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支えあう組織。

福祉委員※(P.21)

学区社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、地域ボランティアとともに、住みよい福祉のまちづくりと進めるため、身近な地域の見守り、声かけ、支えあい、助けあい活動を行っている。

福祉課題※(P.38)

この計画では、市民が日々の生活の中で抱えているさまざまな問題や課題のうち、特に社会福祉に関連する課題についての総称。

ふれあい給食サービス※(P.52)

ひとり暮らし高齢者などへ、学区社会福祉協議会や地域の各種団体、ボランティアが協力してお弁当を配食したり、会食会を行い、地域の交流を図る事業。

ふれあいサロン※(P.22)

公民館や自治会館などの地域の身近な場所で、定期的集まり、レクリエーションなどを通して交流を図り、楽しく暮らせる地域づくりを進める活動。民生委員児童委員や福祉委員、地域のボランティアなどを中心に企画し、高齢者を対象として開催されている場合が多いが、世代間の交流等対象を広げつつある。

ふれあいセンター※(P.80)

市民の福祉の増進及び交流の促進を図るため、平成 24（2012）年4月から市内5箇所に設置される機関。

法人後見事業(P.44)

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。

保健福祉ブロック※(P.29)

高齢者が利用しやすいよう保健福祉サービスが効率的に提供できる範囲（平成 12（2000）年において、おおむね人口 5 万～7 万人、圏域半径 4km 以内）を基本として生活圏に考慮しながら区分するもの。7 ブロックを設定する。

ボランティアコーディネーター(P.43)

市民のボランティア活動を支援し、その実際の活動においてボランティアならではの力が発揮できるよう、市民と市民または組織をつないだり、組織内での調整を行うスタッフのこと。

ボランティアセンター※(P.55)

大津市ボランティアセンターは、社会福祉に関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動・市民活動を応援するために、市社協に設置されており、「ボランティア活動がしたい」「ボランティアに来てほしい」などの相談に応じているほか、講座や啓発イベントの開催など、さまざまな面からサポートしている。

ボランティア交流コーナーでは、ボランティア情報の閲覧や情報交換、ミーティングなど、自由に利用できる。ボランティアセンターの事業としては、「ボランティアに関する相談・調整」「ボランティア講座の開催」「ボランティアグループの活動支援」「ボランティア保険の加入」「啓発事業」などを行っている。

ま行

民児協(P.20)

すべての民生委員児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される「民生委員児童委員協議会」（略称：民児協）に所属し活動をしている。民児協は、一人ひとりの民生委員児童委員を会員とする民生委員法に基づいた組織であり、個々の委員活動を支える役割を果たしている。それぞれの民児協は互選により決定された代表者（会長）のもと、課題別の委員会・部会を設置するなどにより組織的な活動も行っている。

民生委員児童委員(P.10)

「民生委員」は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う。民生委員法に基づき、市長が推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。行政協力という公共性を持つ一方、地域のボランティアとしての自主性を持つ活動を行う。

「児童委員」は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。

や行

要介護認定者(P.8)

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある方（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある（要介護者）と認定された方。

要配慮者(P.1)

平成 25（2013）年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定された。

要保護児童(P.16)

地域協議会の対象児童は、児福法第6条の3に規定する「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）」であり、虐待を受けた子どもに限られず、非行児童なども含まれる。

ら行

療育手帳(P.74)

知的障害のある人が各種の障害福祉サービスを受けやすくするための手帳。都道府県知事又は政令指定都市の長が交付。

第3次大津市地域福祉計画

第5次大津市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成 29(2017)年3月

発 行:大津市・大津市社会福祉協議会

編集 大津市 福祉子ども部 福祉政策課

〒520-8575 滋賀県大津市御陵町3番1号

電話 077-528-2740 FAX 077-523-0412

Mail otsu1405@city.otsu.lg.jp

URL <http://www.city.otsu.lg.jp>

編集 社会福祉法人 大津市社会福祉協議会

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津4丁目1番1号

電話 077-525-9316 FAX 077-521-0207

Mail info@otsu-shakyo.or.jp

URL <http://otsu-shakyo.or.jp/>